

第2次紀の川市長期総合計画基本計画(案)について

【経過説明】

- ① 平成 29 年 11 月 15 日（水）に第 9 回長期総合計画本部会議を開催。「基本計画（素案）」を提示し、内容について審議いただきました。
- ② 平成 29 年 11 月 22 日（水）に第 8 回長期総合計画審議会を開催。「基本計画（素案）」の内容審議については、分科会において審議することを承認いただきました。
- ③ 平成 29 年 12 月 12 日（火）、14 日（木）に長期総合計画審議会 第 3 回分科会を開催し、「基本計画（素案）」の内容について審議いただきました。
- ④ 上記①の長期総合計画本部会議、上記②、③の長期総合計画審議会（分科会）でのご意見をもとに、平成 29 年 12 月 19 日（火）～平成 30 年 1 月 19 日（金）にかけて策定作業班長、策定作業班員、各課担当者を対象にヒアリングを実施しました。
- ⑤ 上記④のヒアリングを経て、内容を調整したものが、本日資料として提案させていただきます【資料 2-4】第 2 次紀の川市長期総合計画基本計画（案）になります。

第1章 安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

No.	基本施策
1-1-1	地域防災力の向上
1-1-2	効率的で効果的な消防体制の整備
1-1-3	災害に強いまちの形成
1-1-4	防犯・交通安全対策の推進
1-2-1	健康づくりと疾病予防
1-2-2	地域医療体制・医療サービスの充実
1-2-3	医療保険制度の安定運営
1-3-1	地域福祉のしくみづくりと推進
1-3-2	高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進
1-3-3	障害者の自立支援
1-3-4	生活に困窮している方への支援

■目指す姿

「自助・共助・公助」の役割が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
自主防災組織組織率 (世帯割)	全世帯に占める自主防災組織が既に設置されている自治会に所属する世帯数の割合	80.8% (2016年)	100%
自主防災組織の活動に参加している市民の割合	「参加している」と回答した市民の割合(市民意識調査)	18.9%	50.0%
家具固定を行っている市民の割合	「固定している」、もしくは「固定が必要な家具類がない」と回答した市民の割合(市民意識調査)	21.3%	50.0%
水や食糧などを備蓄している市民の割合	「1週間分以上の備蓄をしている」、もしくは「3日分程度の備蓄をしている」と回答した市民の割合(市民意識調査)	38.3%	70.0%

■現状と課題

- 2016(平成 28)年の熊本地震をはじめとして、近年、震度 6 弱以上の大地震が多発しています。県が 2014(平成 26 年)に公表した南海トラフ巨大地震による被害想定では、本市でも震度 6 強の地震発生が予想されています。
- 本市では、自主防災組織の組織率 100%を目指し、設立支援や啓発を行っており、2017(平成 29)年 3 月末現在 80.8% (126 組織)の自主防災組織が設立されています。
- 防災総合訓練をはじめ各種研修や訓練の機会を通じて、自主防災組織や各種団体等の育成強化を実施しています。2016(平成 28)年度は 53 回実施し、2,485 人の市民が参加しています。
- 若年層の防災意識向上を図るため、2016(平成 28)年度より3ヵ年で市内の全小学校(16校)の高学年を対象に地域性を考慮した防災教室を実施し、2017(平成 29)年度は 6 校 821 名の児童が参加しました。
- 2017(平成 29)年度実施の市民意識調査によると、「自主防災組織の活動に参加している」が 18.9%、「家具固定を行っている」が 21.4%、「3 日分以上の備蓄をしている」が 38.3%という状況であり、市民の自助の取組を推進するため、さらなる啓発が必要です。
- 市民に的確な情報を迅速に伝えるため、防災行政無線のデジタル化整備など、情報伝達手段の整備を進めています。

(主な課題)

- 自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取組が必要です。
- 有事の際の指定避難所のスムーズな開設、運営につながる対策が必要です。
- 各家庭における備蓄や家具固定を促進する必要があります。
- 災害対策本部機能の充実と職員の防災対応力の強化が必要です。

■主な取組方針

方針①: 防災意識の啓発、普及

- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治会に対する設立の支援を行います。また自主防災組織の活動が休眠状態となっている自治会に対しては、研修支援等を行い、活動促進を図ります。
- 大規模災害(地震)を想定した総合的な防災訓練や地域ごとの避難所運営訓練などを関係機関や地域住民(自主防災組織)と連携のもと実施し、防災活動に関する技術の向上と防災意識の高揚を図ります。
- 小学生の防災教室を開催するなど、若年層の防災意識の向上を図ります。
- 各家庭における備蓄や家具固定を啓発します。

方針②: 防災施設等の計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて必要な防災資機材等の購入が行えるよう補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄品の確保や資機材の整備を計画的に進めます。
- 引き続き防災行政無線のデジタル化を進め、情報伝達手段の充実を図ります。

方針③: 行政の防災対応力の強化

- 職員を対象とする研修や訓練を実施し、職員の防災対応力を強化します。
- 災害対策本部の立ち上げや運営訓練を実施するなど、災害発生時における初動体制の強化を図ります。また避難所運営に関する訓練を実施し、円滑な運営が行えるよう取り組みます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○家庭での備蓄や家具固定を行います。 ○地域の防災訓練や研修に参加します。
地域(みんなでできること)	○自主防災組織の設立を行います。 ○自主防災組織の活動、訓練を積極的に行います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○職場での防災訓練を実施します。 ○事業継続計画の策定を進めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2006 年度～
国民保護計画	2006 年度～
地震防災対策アクションプログラム	2009 年度～2018 年度

1-1-2

効率的で効果的な消防体制の整備

関係課： 危機管理消防課

■ 目指す姿

安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
消防団員の充足率	市条例で定める消防団員定数(1,407人)の充足率	97.8%	100.0%
消防団の認知度	「自身が所属している」、もしくは「活動内容を含め知っている」と回答した市民の割合(市民意識調査)	44.7%	70.0%
消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じている市民の割合	「そう思う」、もしくは「どちらかといえば、そう思う」と回答した市民の割合(市民意識調査)	72.3%	100.0%
消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	57.1%	70.0%

■ 現状と課題

- 全国的に消防団員の高齢化や担い手の不足が進んでおり、新たな消防団員の確保が喫緊の課題となっています。その一方で女性消防団員の数は年々増加傾向にあります。
- 本市においては、常備消防は岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。
- 本市では、消防団員数では県下2位の規模を備えていますが、山間部団員の高齢化による後継者問題や、被用者団員(サラリーマン)の増加による機動力の低下が懸念されています。一方で新たな団員確保策として、2016(平成28)年に女性消防団を結成し、防火活動や救命指導などを行っています。
- 消防団の新人団員訓練や幹部訓練に加えて、地域に即した専門訓練を実施する目的で、2015(平成27)年度より全方面隊による分団訓練を実施し、消防力の向上を図っています。
- 毎年度、地域の消防器具庫や防火水槽などの消防施設を計画的に整備し、地域の消防力の向上を図っています。
- 建築物の不燃化が進み住居等の安全性が高まっているほか、関係団体と連携して、防火意識の高揚を図る取組を推進しています。しかし、毎年度、那賀消防組合の管轄地域において、火災による死者、負傷者が発生しています。

(主な課題)

- 社会状況や地域の実情に応じた消防団員の確保、後継者対策が必要です。
- 効果的な各種訓練を継続実施し、消防団員の能力向上が必要です。
- 女性消防団員をはじめとした多様な消防体制の構築、強化が必要です。
- 市域が広く、消防施設数が多いため、老朽化した施設の計画的な更新や整備が必要です。

■主な取組方針

方針①: 消防・救急・救助体制の充実

- 那賀消防組合とさらなる連携強化を行い、消防・救急・救助体制の充実を図ります。
- 山間部などの団員の高齢化、後継者問題に対応するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的・効果的な消防団体制の検討を行います。
- 消防団協力事業所制度を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりを構築し、被用者団員の増加による日中の機動力低下防止を図ります。また、学生消防団活動認証制度を浸透させることで、消防団体制の強化を図ります。
- 消防団員の能力向上のため、引き続き那賀消防組合との連携や県消防学校が主催する研修に団員が積極的に参加できる体制づくりをします。また、女性消防団の育成を継続的にを行い、女性消防団ならではのきめ細かな視点による活動を推進します。

方針②: 火災予防対策の推進

- 那賀消防組合や女性消防団・婦人防火クラブなどの関連団体と連携し、各家庭における火災予防の知識習得や地域の防火意識の高揚を図ります。
- 火災警報器の適正な設置を推進します。

方針③: 消防施設・装備の計画的な整備

- 限られた予算、財源の中で、優先順位をつけて老朽化した施設の更新、整備を行います。
- 消防団員が扱う装備品の充実を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○消防団活動に協力します。 ○防火・防災・応急手当に関する知識を高めます。
地域(みんなのできること)	○消防団活動に積極的に協力します。
企業・NPO 団体(事業者がができること)	○消防団協力事業所制度の認定を受けます。 ○法令を遵守し防火管理を徹底します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2006 年度～

■目指す姿

大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
災害対策に対して満足と感じている市民の割合	「満足」、「まあ満足」と回答した市民の割合 (市民意識調査)	36.1%	50.0%
警戒を要するため池の改修率	警戒を要するため池のうち、対策を講じたため池の割合	25.2%	34.0%
住宅耐震改修の補助件数	住宅耐震化促進事業による耐震改修に対する補助件数	25件	30件
市営住宅の耐震化率	耐震化が必要と判断された市営住宅のうち、耐震化が完了した住宅の割合	36.3% (2016年)	75.0%

■現状と課題

- 2016(平成 28)年度から国が岩出狭窄部の対策事業を進めており、事業が完了すれば本市の浸水被害の軽減につながる事が予想されます。また 2014(平成 26)年度より排水機能の回復を目指して国営総合農地防災事業が進められており、排水機の改修、整備や水路の整備を順次実施しています。
- 2017(平成 29)年 10 月に発生した台風 21 号により、本市においても大規模な浸水被害や土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。引き続きそれらを教訓として、市民の生命、財産を守るため、これまで実施してきた防災対策の一層の強化と充実を進める必要があります。
- 山脚の不安定化や土砂発生の原因となっている溪床・溪岸の侵食や堆積土砂の流出を防ぐため、地元関係者との連絡調整を図り事業を進めています。
- 本市には多数の農業用ため池が存在していますが、施設の老朽化や機能不足により、豪雨、地震時に警戒を要するため池が増加しています。そのため、県の定める「ため池改修加速化計画」に沿って計画的な改修を実施しています。
- 大規模地震等による倒壊を予防し、居住する市民が安全・安心に生活できるよう、旧耐震基準で建築された住宅耐震診断・耐震改修を促進しています。
- 市営住宅長寿命化計画に基づき、順次、市営住宅の耐震診断を実施しています。

(主な課題)

- 台風 21 号による被害状況を検証し、同様の被害が二度と発生しないよう治水対策や土砂災害対策を進める必要があります。
- さらなる危険箇所の周知や情報提供を行い、市民の安全意識の向上を図る必要があります。
- ため池をはじめ農地・農業用施設の地域ぐるみによる保安全管理や整備改修を進める必要があります。

■主な取組方針

方針①:治水対策の推進

- 岩出狭窄部対策事業の早期完了に向け、国への働きかけを行います。
- 国や県と連携して河川の排水機能を強化し、浸水被害を解消するため、河川の浚渫や改修を実施します。

方針②:土砂災害防止対策の推進

- 危険箇所の公表・周知を行い、当該地域の巡視警戒と避難体制の整備等の対策を促進します。
- 土砂災害から市民の生命、財産を守るため、国や県と連携してさらなる防災機能の強化を図ります。

方針③:農地・農業用施設の災害対策の推進

- ため池ハザードマップを策定し、災害の未然防止に努めます。また、注意すべき区域の巡視警戒および避難体制の整備等の対策を促進します。
- 地域との連携を図り、農地・農業用施設の保全管理を引き続き推進します。
- 国営総合農地防災事業による農地湛水被害の軽減・解消を図るため、国や県など関係機関と連携を図り、排水機や排水路の整備を計画的に推進します。
- 排水機場や排水ポンプ車の定期的な点検・整備を促進するとともに、国や県と連携して豪雨時の内水排除に努めます。

方針④:住宅耐震化の促進

- 様々な機会を通じて、住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めます。また、耐震診断や耐震設計、改修に要する経費に補助を行うことで、耐震化の促進を図ります。
- 市営住宅については、耐震診断を実施し、耐震強度が不足する住宅については、計画的に改修を進めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。 ○適切な施設の維持管理に努めます。
地域(みんなでできること)	○災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。 ○適切な施設の維持管理に努めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2006 年度～
公営住宅等長寿命化計画	2012 年度 4 月～2022 年度 3 月

1-1-4

防犯・交通安全対策の推進

関係課： 危機管理消防課、商工労働課、道路河川課

■ 目指す姿

交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに安全な交通環境の整備や防犯対策を行い交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
市内交通事故発生件数(人身事故)	市内で発生した人身事故の件数	159件 (2016年)	現状値 未満
高齢者(65歳以上)の事故発生件数	市内で発生した高齢者(65歳以上)の事故件数	67件 (2016年)	現状値 未満
犯罪率	人口千人当たりの刑法犯認知件数の割合	5.46% (2016年)	現状値 未満
自治会の防犯カメラ設置数	自治会に対する防犯カメラ設置費補助金の交付件数	1件	10件

■ 現状と課題

- 近年実施された道路交通法の改正により、高齢者による交通事故防止のための自動車運転対策の強化や自転車の悪質運転への対策が強化されました。
- 本市の交通事故件数はここ数年減少傾向ですが、全事故に占める高齢者の事故割合が2016(平成28)年度で35%と依然高い状況です。
- 交通安全推進連絡協議会を中心に交通指導委員会などと連携して、交通安全教室や啓発活動を実施しています。また、高齢者に対して交通大学を開校し、高齢者の交通事故の防止と交通安全に対する意識の醸成を促しています。
- 2016(平成28)年度実施の市民意識調査によると「犯罪抑制のために効果的だと思われるもの」として、「防犯カメラの設置」が57.1%と最も多く、次いで「防犯灯、街路灯の設置」が53.5%となっています。また「防犯パトロールの実施」も36.1%と高くなっています。
- 自治会が実施する防犯灯や防犯カメラの設置の費用に対する支援を行うことで、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて防犯体制の充実を図っています。
- 消費者が安全で安心な暮らしができるよう、消費者問題の相談窓口として対応や対処に関する情報収集提供をし、消費者問題を未然に防ぐとともに、関係機関への協力を求めながら早期解決を図っています。

(主な課題)

- 小中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策に取り組む必要があります。
- 被害件数が年々増加し、高齢者の被害が大半を占める振り込め詐欺などの特殊詐欺への対策が必要です。
- 街頭犯罪で特に市内での発生件数が多い、「自転車盗」、「万引き」への対策が必要です。
- 多様化、複雑化していく悪徳商法や消費者トラブルに適切に対応することが必要です。

■主な取組方針

方針①:交通安全意識の向上推進

- 小中学生の自転車マナーや高齢者の交通マナーの問題に対して幼少期から高齢者までの交通安全教育を検討し、その段階(年齢等)に応じた交通安全教室を実施します。

方針②:交通安全施設の整備

- 関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、標識、道路照明等を整備、要望することで交通事故の減少を目指します。

方針③:放置自転車対策の推進

- 駐輪場などでの駐車マナーを啓発し、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。
- 放棄自転車等対策として、各駅駐輪場などの見回りの強化や放置されにくい環境づくりなどを検討し対策します。

方針④:地域防犯対策の推進

- 増加している特殊詐欺の被害を減少させるために関係機関と連携し防犯教室等を開催するとともに、地域や各種団体と連携した対策を進めます。
- 犯罪が発生しない環境づくりのため、各自治会への防犯灯・防犯カメラ設置等に係る支援を行い地域の防犯対策を推進します。

方針⑤:消費者の安全対策の推進

- 消費者トラブルを未然に防止するとともに、早期解決を図るため、相談窓口を開設します。
- 関係機関との連携を図り、常に最新の情報を収集し、市民に対する情報提供、啓発・周知を行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○交通ルールや交通マナーを守ります。 ○地域の防犯・交通安全教室に積極的に参加します。
地域(みんなのできること)	○地域での防犯対策に取り組みます。 ○地域での交通安全対策に取り組みます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○子どもや高齢者等の安全、防犯対策に協力します。 ○交通安全や防犯対策の研修を実施します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
交通安全計画	2016 年度～2020 年度

■ 目指す姿

市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組めるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	算式および出典	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間	男 78.44 歳 女 83.28 歳 (2015年)	現状値 以上 (2021年)
各種がん検診受診率	がん検診(集団受診・個別受診)の受診率	胃 15.2% 大腸 19.0% 肺 15.9% 乳房 21.7% 子宮 12.3% (2016年)	胃 16.0% 大腸 25.0% 肺 17.0% 乳房 30.0% 子宮 15.0%
特定健診受診率	40～74歳の国民健康保険加入者の特定健診(集団検診・個別受診)の受診率	35.4% (2016年)	41.0%
健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	「取り組んでいる」、もしくは「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合(市民意識調査)	59.4%	65.0%

■ 現状と課題

- 国では、健康寿命の延伸や健康格差の解消を目標として、「健康日本 21」を推進し、生活習慣病の発症の予防と重症化を予防し、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指しています。本市でも『健康増進計画』を策定し、健康づくりに関する事業を展開してきました。
- 運動習慣の定着と基礎体力の維持・向上を目的としたコアキッズ体操やチャレンジ 100 万歩などの事業や、糖尿病、高血圧、高脂血症等に着目した健康教室の開催、住民検診を活用した禁煙指導等の保健指導を中心に生活習慣の改善への意識付けに取り組んでいます。
- 2017(平成 29)年度実施の市民意識調査によると、約 6 割の方が意識的に健康づくりに取り組んでいる状況です。引き続き市民の主体的な健康づくりの取組を支援することが重要です。
- 各種がん検診では、集団検診や個別検診による受診機会を確保するとともに、検診の必要性の周知や未受診者の受診勧奨に取り組んでいます。特に、ピンクリボンキャンペーンによる乳がん検診受診率向上のための活動として自己触診方法の啓発など、自己管理の必要性や意識付けに力を入れています。取組の結果、がん検診受診者数は年々増加していますが、乳がん検診以外の胃・大腸・肺・子宮がんの受診率は低い状況です。
- 国保被保険者に対して実施している特定健診の受診率は、毎年向上しているものの第 2 期特定健診等実施計画の目標値(60%)とは大きく乖離しています。今後は未受診者、特に受診率の低い 40 歳～64 歳の対象者に対し、健診受診による疾病の早期発見・治療の重要性を啓発し、受診率を上げることが重要となっています。

(主な課題)

- 市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康に関する正しい情報提供が必要です。
- 世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じたより良い運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
- 若い世代のがん検診受診率の向上にむけた取組が必要です。
- 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上と糖尿病の重症化予防対策の推進が必要です。

■主な取組方針

方針①:正しい生活習慣の定着にむけた取組の充実

- 子供から高齢者まで、規則正しい生活習慣やこころやからだの健康に関する正しい知識を身につけられるよう、情報を提供します。
- 「紀の川市民健康づくり11か条」に基づき、食生活の改善や運動習慣者の増加、こころの健康づくりにつながる取組を推進して、健康増進計画に掲げた課題の解決を目指します。また、市民や地域が健康づくりに取り組みやすくなるよう新たな環境・仕組みづくりを進めます。

方針②:疾病予防、重症化予防対策の充実

- 麻しん・風しん・結核等の特定感染症予防のための接種率の向上を目指します。また、感染症、食中毒、熱中症等の正しい知識の普及に取り組みます。
- 国の指針に沿った効果的な各種がん検診を実施し、多くの市民に検診を受けてもらえるよう取り組みます。
- 医師との連携を密にし、精度管理の充実を目指した体制づくりに取り組みます。

方針③:特定健診・特定保健指導の充実

- 特定健診の受診率を上げ、疾病の早期発見・重症化予防に取り組みます。
- 特定保健指導を実施し、対象者の生活習慣を改善し、健康的な生活を維持できるよう支援します。
- 医師との連携を密にし、糖尿病の重症化予防対策の充実に取り組みます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○健康に関する正しい知識や情報を得て、積極的に住民検診を受診します。 ○自主的に健康づくりに取り組みます。
地域(みんなでできること)	○健康づくりを一緒にできる仲間づくりを進めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○健康づくりや運動に関するイベント開催や情報提供を行います。 ○職場における健康づくりを推進します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
健康増進計画	2018年度～2022年度
特定健康診査等実施計画	2018年度～2023年度
国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)	2018年度～2023年度

1-2-2

地域医療体制・医療サービスの
充実

関係課： 健康推進課、国保年金課

■ 目指す姿

市民の誰もがが必要な時に安全で質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
かかりつけ医を持っている人の割合	「かかりつけ医がいる」と回答した市民の割合(市民意識調査)	64.7%	75.0%
地域医療に満足していると感じている市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	50.3%	現状値以上
鞆淵診療所の年間延べ受診者数	鞆淵診療所における年間受診者数	2,731人 (2016年)	現状値以上
救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合	「感じる」、もしくは「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合(市民意識調査)	60.1%	現状値以上

■ 現状と課題

- 高齢化の進行による医療・介護の需要増大という社会状況に対応するため、県の地域医療構想に基づき、医療機関の機能分化と連携、病床機能の再編を図り、切れ目のない医療体制の提供と、かかりつけ医を中心とした在宅医療の推進が求められています。
- 本市と岩出市の2市で構成する那賀圏域においては、地域医療の拠点病院として岩出市と共同で運営する公立那賀病院のほか、本市に3病院、岩出市に3病院の計7病院が所在し、多くは急性期や慢性期の医療を担っています。
- 一次救急として那賀休日急患診療所を開設しているほか、休日の二次救急は那賀圏域内5病院による輪番制を実施しています。また2016(平成28)年4月に公立那賀病院に救急科を開設し、救急医療体制の充実に取り組んでいます。
- 2016(平成28)年月から中学卒業までの医療費無料化を実施し、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、必要なときに必要な医療を受けることができるよう受診機会確保の取組を推進しています。
- へき地医療の拠点となる鞆淵診療所は、周辺地域の人口減少により年々受診者数が減少しています。また、高齢化により診療所への通院も困難な事例も出ています。

(主な課題)

- 入院医療機関と在宅医療との連携を図り、患者の状況に合った質の高い医療体制の構築が必要です。
- 那賀休日急患診療所の整備をはじめ、救急医療体制のさらなる充実が必要です。
- 安心して医療が受けられる環境の整備として、関係機関と協力して適切な情報を提供する必要があります。
- 鞆淵診療所の安定運営のため収支改善につながる取組が必要です。

■主な取組方針

方針①: 地域医療体制の充実

- 地域医療の拠点である公立那賀病院の機能強化を進めます。
- 安定的な受診機会の確保と質の高い医療を提供できるよう、県や公立那賀病院をはじめ、医師会や歯科医師会などと連携し、より効果的な地域医療体制の充実を図ります。
- 在宅医療サポートセンターと連携し、かかりつけ医を中心とした在宅医療の推進を図ります。

方針②: 救急医療体制の充実

- 那賀休日急患診療所の移転整備を行い、夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。
- 公立那賀病院を中心として、地域の医療機関などと連携し、救急医療体制の確保、充実を図ります。
- 広報紙やホームページ等を活用し、救急医療に対する正しい知識を周知します。
- 県が運営する救急医療情報ネットなどを活用し、症状や緊急度に応じた救急医療機関の案内を行い、市民がスムーズに受診できるよう努めます。

方針③: 福祉医療費助成の実施

- 誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の助成を実施します。
- 中学校卒業まで医療費の無料化を継続し、受診機会の確保が行えるよう支援します。

方針④: 鞆淵診療所の安定的運営

- へき地医療体制の充実を図るため、鞆淵診療所の経営状態の改善に取り組みます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○近所の医療機関の「かかりつけ医」を持ちます。 ○限りある医療資源を適切に使います。
地域(みんなでできること)	○限りある医療資源を適切に使います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○医療資源の有効活用の啓発並びに支援を行います。 ○医療の質を高め適切な医療を提供します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間

■ 目指す姿

国民健康保険制度と後期高齢者医療保険制度を安定的に運営することによって、誰もが安心して医療を受けることができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
国民健康保険加入者1人当たり医療費	国民健康保険加入者1人当たりの医療費	363,818円 (2016年)	415,000円 ※
国民健康保険税収納率(現年分)	国民健康保険税の現年度分の収納率	95.19% (2016年)	96.0%
後期高齢者医療保険加入者1人当たり医療費	後期高齢者医療保険加入者1人当たりの医療費	974,787円 (2016年)	1,005,000円 ※
後期高齢者医療保険料収納率(現年分)	後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率	99.6% (2016年)	99.8%

■ 現状と課題

- 安心して誰もが医療を受けることができる、国民皆保険制度を維持継続するため、原則75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が実施されています。また2018(平成30)年度から県と市町村が運営の責任主体となる国民健康保険制度の広域化が始まります。
- 本市の国民健康保険における被保険者数は、年々、減少傾向にあります。また被保険者全体の約4割を65歳以上の高齢者が占めている状況です。こうした状況の中、被保険者一人当たりの医療費についてもこの10年間で1.25倍の増加となっています。
- 国民健康保険制度の安定運営のため、国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定し、詳細な医療費分析を行い、本市の疾病状況の把握を行いました。
- 国民健康保険税については、保険税納付に関する周知・啓発やきめ細かい未納・滞納者対策を実施することで、県内他市と比較して高い収納率を維持しています。

(主な課題)

- 年々増加する医療費の抑制、適正化を進める必要があります。
- 保険税(料)徴収率のさらなる向上を図る必要があります。

■主な取組方針

方針①: 国民健康保険事業の安定的運営

- 2018(平成 30)年度より始まる国民健康保険制度の広域化で県・県下市町村とともに国民健康保険制度の継続と安定的運営を目指します。
- 特定健診の受診率向上を図るとともに、特定保健指導の利用勧奨や重症化を防ぐための早期受療勧奨を進め、医療費の抑制を図ります。
- ジェネリック医薬品の使用促進を図ります。
- 国民健康保険税の徴収強化に努めます。

方針②後期高齢者医療制度の安定的運営

- 後期高齢者医療広域連合に加入する市町村とともに、引き続き制度の安定運営に尽力し、高齢者の医療サービスの向上に努めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○検診を受け健康管理に気をつけます。 ○ジェネリック医薬品を使用します。
地域(みんなでできること)	○地域で健康づくりに関連する活動を行います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○従業員の健康管理に努めます。 ○医療の質を高め適切な医療を提供します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
特定健康診査等実施計画	2018 年度～2023 年度
国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)	2018 年度～2023 年度

■ 目指す姿

地域が抱える課題を、みんなで解決できる仕組みをつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
民生委員児童委員 1人当たりの平均年間活動日数	民生委員児童委員 1人当たりの平均年間活動日数	131日 (2016年)	140日
福祉ボランティアの登録人数	社会福祉協議会へのボランティア登録人数	854人 (2016年)	860人
ボランティア活動に参加している市民の割合	ここ1年でボランティア活動に「参加している」と回答した市民の割合(市民意識調査)	19.9%	30.0%

■ 現状と課題

- 全国的に少子高齢化、核家族化などにより、人と人とのつながりの希薄化などが進み、隣近所や地域内での支えあいの機能が弱まっています。また従来の公的なサービスだけでは対応できない様々な生活課題も発生しており、地域での福祉ニーズは増大、多様化しています。
- 2017(平成 29)年度実施の市民意識調査によると、「ここ1年でボランティア活動に参加した人」が約2割にとどまっており、引き続き、ボランティア活動をはじめとした地域福祉活動への参加を促していく必要があります。
- 地域福祉活動への参加者の固定化、高齢化が進んでいます。身近な地域福祉活動への参加を促進するため、関係機関や関係団体と連携し、暮らし方、働き方に応じた若い世代でも参加しやすい活動内容の検討が必要です。
- 地域での専門的な支援や課題解決を図ることができるよう福祉人材の育成が必要です。また地域福祉活動を活性化させるため、中心的役割を担ってくれるリーダーの育成も求められます。

(主な課題)

- 地域で暮らす人がともに支えあえる地域づくりを進める必要があります。
- 世代を問わず誰もが気軽に参加できる地域福祉活動の仕組みづくりが必要です。
- 民生委員児童委員、ボランティアなどの地域福祉を支える担い手や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です。
- 多様化、複雑化する生活課題や福祉ニーズに対応できる相談体制の充実が必要です。

■主な取組方針

方針①: 地域におけるつながり、交流の推進

- 地域で暮らす人々がお互いに助け合う地域福祉の必要性について意識できるよう啓発を進め、地域で交流し、支え合うためのつながりづくりのきっかけとなるような機会の提供や、地域とつながっていくための支援に取り組みます。

方針②: 地域福祉を担い、支える人材の育成

- 地域で活動されている民生委員児童委員、ボランティアなどの人材育成の取組を支援します。また地域住民、社会福祉協議会等と連携し、講座や研修を通じて、リーダーの発掘、育成を進めます。

方針③: 相談支援体制の整備と充実

- 福祉事務所やその他の関係機関と密接に連携し、地域住民の相談・支援等を行います。また、今後増加する複雑化した相談についても、対応できる総合的な相談体制の構築を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○日頃からの声かけに心掛けます。 ○地域福祉活動に参加します。
地域(みんなでできること)	○地域福祉活動の企画や開催に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○市民や地域と連携し、地域福祉の推進に協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	2018 年度～2022 年度

1-3-2

高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進

関係課： 高齢介護課、ねんりんピック推進課、地域包括支援センター

■ 目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らすことができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
紀の川歩-てくてく-体操の活動拠点数	紀の川歩-てくてく-体操の活動拠点数	40 拠点 (2016年)	75 拠点
地域自主運動サークルの活動拠点数	地域自主運動サークルの活動拠点数	22 拠点 (2016年)	30 拠点
認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座の受講終了者数	1,328 人 (2016年)	2,330 人
介護保険の認定を受けている人の割合	65歳以上の人のうち、要介護の認定を受けている人の割合	23.3% (2016年)	現状値 未満

■ 現状と課題

- 全国的に高齢化が進展し、65歳以上人口の割合は2016(平成28)年度時点で26.7%となっています。本市においても同様の傾向であり、65歳以上人口の割合は、30.0%(2016(平成28)年9月時点)と、すでに全国平均を上回っています。
- 本市の人口推計によると、今後も高齢者人口は増加し、2025(平成37)年にはピークに達することが予想されることから、介護サービスをはじめとする高齢者福祉のニーズが増えることが見込まれます。
- 介護保険事業計画の策定にあたり2017(平成29)年3月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、介護・介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒」が19.7%と最も多く、次いで「高齢による衰弱」が18.0%となっています。また、今後拡充すべきと考える施策では、「在宅サービスの充実」が27.5%と最も多く、次いで「健康づくり対策の充実」が25.8%となっています。
- 介護予防教室の開催や地域自主運動サークルの活動支援に加え、地域リハビリテーション活動の支援として「紀の川歩-てくてく-体操」を新設し、効果的な介護予防の取組を参加者と模索しながら進めています。
- 本市では、認知症による徘徊・行方不明者が年々増加しています。認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりや取組が必要です。

(主な課題)

- 高齢者の社会参加意識の向上と健康づくり対策をはじめとした自発的な介護予防活動の取組が求められています。
- 介護サービスが必要な人へ必要な分だけ適正に提供される健全な介護運営が求められています。
- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制づくりが必要です。
- 認知症に対する正しい理解を広めるとともに、認知症の早期発見・早期対応にむけた取組が必要です。

■主な取組方針

方針①: 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

- 高齢者自身がやりがいや生きがいを見つけ、地域社会に参加することが、幸せで健康な日々の維持にもつながるため、活動参加の促進や集いの場づくりなど、地域社会に参加できる環境づくりを推進します。
- 2018(平成31)年に開催される「ねんりんピック紀の国わかやま2019」の開催を高齢者のスポーツへの関心・意欲を向上させる契機ととらえ、高齢者の体力向上や健康増進への関心が高まる取組を推進します。

方針②: 高齢者の自立支援

- 高齢者が安心して在宅生活をする上で近隣の人が互いに声をかけあい見守りを行う体制づくりを推進します。
- 成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の防止など、高齢者の権利を守る取組を推進します。

方針③: 介護保険サービスの適切な運営と充実

- 介護が必要になっても在宅生活を続けていけるよう高齢者一人一人に応じた介護サービスの提供ができる適正な提供体制を確立していきます。
- 介護保険サービスの充実を図るとともに、円滑にサービスを利用できるよう介護保険制度やサービス内容に関する積極的な情報提供を行います。

方針④: 介護予防と健康づくりの推進

- 高齢者の健康に対する意識の高揚を図るとともに、高齢者の健康づくりを支援するため、介護予防や日常生活を支援する事業を実施するほか、団体やサークル等による住民主体の活動を支援します。

方針⑤: 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括支援センターの機能充実に努めるとともに、多職種連携による適切な医療・介護の提供などを通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して生活を営むことができる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

方針⑥: 認知症対策の充実

- 認知症に対する正しい理解を深めるため、身近な地域で認知症を学ぶ機会づくりを推進するとともに、認知症サポーターの養成強化に努めます。
- 認知症予防教室を開催し、認知症予防対策に取り組むとともに、認知症の早期発見、早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○自ら積極的に社会参加するとともに地域で支え合う意識を高めます。 ○介護保険制度を理解し適切に利用します。
地域(みんなでできること)	○地域の健康づくりなどに積極的に参加します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○介護予防対策に関心を持ち、活動の輪を広げます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
介護保険事業計画	2018年度～2020年度
高齢者福祉計画	2018年度～2020年度

■ 目指す姿

障害があっても住みなれた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
成年後見制度利用者数	成年後見制度の利用者数	64人	80人
障害福祉サービス支給決定者数	障害福祉サービス利用の支給決定者数	508人	610人
就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数	23人	28人
グループホームの定員数	市内グループホーム定員数の合計	42人	50人

■ 現状と課題

- 国では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う施策を実施しています。
- 2016(平成 28)年度実施の「第 2 次障害者基本計画策定のためのアンケート調査」では、介護が必要になった時に必要とするサービスとして、本人や同居人に持病や障害のある家庭においては、施設入所を希望する回答が 40%を超えています。
- 本市では、障害者の主な支援者である家族等の高齢化が進み、60 歳以上が半数を超えている状況です。家族等からのニーズとして、「親の亡き後」に障害者が安心して生活を続けるための住居となる入所施設の拡充が望まれています。
- 療育手帳を持つ若年層については、グループホームへの入居希望があり、福祉的就労支援施設の利用を希望するニーズも高くなっています。
- 相談支援の中心的な役割を果たす基幹相談支援センターを設置し、毎月 100 人を超える相談に対応するなど、地域で自立した生活を送れるよう支援しています。近年では、相談件数の増加とともに、相談内容が多様化、複雑化しており、対応できる人材の確保やさらなる相談体制の充実が必要です。
- 障害者を支援する制度の充実が図られてきたこともあり、障害福祉サービスを受けるために必要となるサービス等利用計画の策定件数が増加傾向にあるため、計画策定の業務を担う事業所の人材確保が必要な状況となっています。

(主な課題)

- 障害に対する理解が十分でないことから、さらに障害に対する理解・啓発を進める必要があります。
- 相談業務やサービス等利用計画の策定に携わる専門人材の確保、育成が必要です。
- 家族等の支援者が高齢化する中で、障害者が地域で生活していくためのソフト面の支援や共同生活施設等のハード面が不足しています。
- 一般企業等における障害者雇用に対する意識啓発と雇用の定着、工賃・給料水準の向上が必要です。

■主な取組方針

方針①: 理解と支えあう体制づくり

- 障害を理由とした差別の禁止と虐待防止にむけた取組を充実するとともに、障害への理解の促進を図るため、関係機関等と連携し市民への啓発に努めます。
- 障害者の権利を守るため、権利擁護制度の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用につなげます。
- 障害のある人やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行います。

方針②: 地域で自立した生活を送るための支援

- 多様化、複雑化する相談内容に対応するため、基幹相談支援センターでの相談窓口の強化や相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある乳幼児や家族に対する相談支援や、適切な療育の場を提供できる体制の充実を図ります。
- 在宅での障害福祉サービスの充実を図るとともに、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害のある人などが、安心して日常生活が送れるサービスの確保と充実を図ります。
- グループホームなどの「住まいの場」の充実を図ります。

方針③: 障害者の就労支援

- 雇用の一層の推進のため、職場実習と雇用から職場定着までの一貫した支援が行われるよう関係機関と緊密に連携し、総合的な就労支援体制の確立を図ります。
- 福祉的就労事業所の整備と事業所への支援を行うとともに、福祉的就労から一般就労への移行と定着支援を推進します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、就労者の工賃、給料アップに向けた取組を継続します。

方針④: 安全・安心が確保される体制の整備

- 緊急時の避難体制の整備を充実し、緊急時の障害児者の個別支援内容を把握し、適切な避難支援や安否確認が行うことが出来る体制を整備します。
- 関係各課や関係機関との連携を図り、防災・防犯対策や公共施設・公共交通機関のバリアフリー化をはじめとした、障害者が安全・安心に生活できる体制づくりに努めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○障害や障害のある人への理解を深めます。 ○ノーマライゼーションの共有を行います。
地域(みんなでできること)	○障害のある人を地域で支えます。 ○障害者施設利用者と地域との交流を図ります。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○障害者の法定雇用率の達成を目指します。 ○障害者施設からの優先調達を行います。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	2018年度～2022年度
障害者基本計画	2017年度～2026年度
障害福祉計画	2018年度～2020年度

■目指す姿

生活に困窮したときに、必要な支援を適切に受けることができ、自立した生活をおくることのできるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
生活保護率	市民千人当たりにおける生活保護受給者数の割合	5.4% (2016年)	6.15%
生活困窮者相談件数	生活困窮に関する問題についての年間相談件数	17件 (2016年)	40件
自立世帯件数	生活保護制度と困窮者自立支援制度の活用し、自立に至った世帯数	3件 (2016年)	10件

■現状と課題

- 全国的には、景気は回復していますが、地方への波及はまだ十分でなく、所得格差が広がっており、地域経済の雇用情勢はいまだ厳しい状況です。この傾向は、本市においても同様であり、高齢化の進展も伴って、生活保護率は年々高まっています。
- 2013(平成 25)年度に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、2015(平成 27)年度から生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談の実施や住居確保給付金の支給等を中心とした新たな支援制度が創設されました。本市においても同制度を活用し、対象者に対する支援を実施しています。
- 2016(平成 28)年実施の「地域福祉計画策定にかかる市民アンケート」によると、生活困窮の問題に対して必要だと思う支援として、「職業相談・紹介」が 64.3%と最も高く、次いで「就労のための訓練」が 34.3%、「家計の相談」が 29.2%となっています。またこうした支援は特にひとり親家庭において必要とされている現状が明らかになりました。
- 生活困窮の要保護者への支援では、継続的に生活保護扶助事業を実施し、就労能力のある人に対しては就労支援を行い自立助長に向けての指導を促進しています。
- 和歌山公共職業安定所(ハローワーク)と生活困窮者の就労支援に関する協定を締結し、相互に連携しながら、生活困窮者の自立を支援しています。

(主な課題)

- 生活困窮者の状況の深刻化を防ぐため、対象者を早期に把握できる仕組みが必要です。
- 多様化、複雑化する生活課題等にも適切に対応できるよう相談・支援体制の強化が必要です。

■主な取組方針

方針①:生活困窮者自立の推進

- 地域の民生委員児童委員との連携や庁内関係部署との情報連携を強化し、生活困窮者の早期把握に努めます。
- 生活保護に至っていない生活困窮者の相談に応じ、自立に向けた支援プランを作成し、適切な支援策を講じます。
- 社会福祉協議会や和歌山公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関とのネットワークづくりやさらなる連携強化を図ります。
- 生活保護制度の適正な運用を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○近所に暮らしている方への配慮を行います。 ○支援が必要な方があれば、民生委員児童委員や行政等に相談するよう助言を行います。
地域(みんなのできること)	○地域住民による見守りや声かけなどの福祉活動の実施を行い、地域の福祉力向上を推進していきます。 ○支援が必要な方を早期に発見し、必要な支援先へつなぎます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○就労希望者の受け入れを促進します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	2018年度～2022年度

第2章 育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|----------------|
| 2-1-1 | 子育て環境・体制の整備、支援 |
| 2-1-2 | 保育環境の充実 |
| 2-1-3 | 地域の子供の健全育成の推進 |
| 2-2-1 | 学校教育環境の充実 |
| 2-2-2 | 子供の力をのばす教育 |
| 2-3-1 | 生涯学習の推進 |
| 2-3-2 | 歴史資産の保護・活用 |
| 2-3-3 | スポーツの振興と環境の充実 |

2-1-1
子育て環境・体制の整備、支援

関係課:	こども課
------	------

■ 目指す姿

若い世代が希望をもって結婚・出産・子育てができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
妊産婦の相談件数	妊産婦の妊娠、出産などに関する年間の相談件数	407件 (2016年参考)	500件
地域子育て支援拠点利用者数	子育て支援センターの年間利用者数	12,124人 (2016年)	13,500人
ファミリーサポートセンター利用者数	ファミリーサポートセンターの年間利用者数	494人 (2016年)	600人
子育てに不安を感じている家庭の割合	何らかの子育て支援を必要としている家庭の割合	13.8% (2016年)	現状値未滿

■ 現状と課題

- 全国的に少子化が進み、子供の数が減少する一方、核家族や共働き世帯が増加し、子育てに関するさまざまな支援が必要になっています。
- 本市においても年少人口(0歳～14歳)は減少傾向にあり、合計特殊出生率は1.22と、人口を維持するのに必要とされる2.07に達していません。
- 地域で安心して出産、子育てができるように、さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援について、ワンストップ拠点を設けるとともに、関係機関の情報連携を図りながら、地域で包括的に妊婦、子育て家庭を支援していく仕組み、体制づくりが求められています。
- 児童虐待・育児放棄などの件数が年々増加傾向にあり、支援が必要な家庭・要保護児童などの早期発見、早期対策を行うために、関係機関や地域との連携強化など、子育て見守り体制の充実が必要です。
- 放課後児童クラブ(学童保育)は、核家族化や共働き世帯の増加に伴い入所児童数は増加傾向にあることから、順次、施設の改修や建て替えを進め、施設の充実を図っています。
- 子育て支援センターは、現在の2ヶ所(那賀・桃山)に加え、2018(平成30)年度に打田地区においても設置予定であり、さらなる子育て相談・情報提供体制の充実が期待されます。

(主な課題)

- 妊娠期から子育て期にわたり、子育てを包括的に支援する体制づくりが必要です。
- 年々増加する児童虐待の発生防止と早期発見・早期対策が必要です。
- 地域で安心して子どもを育てることができる支援体制や地域全体で支える仕組みの充実が必要です。
- 多様化するライフスタイルや就労形態に応じた子育て支援サービスの充実が必要です。

■主な取り組み方針

方針①: 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援機能の強化

- 妊娠期から子育て期までの総合的な相談が行えるワンストップ窓口を充実させます。
- 乳幼児健診等の機会における育児支援や育児相談の機能を充実させます。
- 支援を要する妊婦への相談支援を充実させるとともに、産後うつ予防などの産後ケアの取組を推進します。
- 妊婦健康診査を通じて、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して出産できる支援を行います。また、不妊治療費用の助成を行うことで、不妊に悩む夫婦を支援します。

方針②: 地域の連携による子育て支援体制の充実

- 医療機関、保育所、学校等の各関係機関と連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見に努めます。
- 子育てに関する不安解消を図るため、母子保健推進員による訪問活動を推進して、地域での子育て支援を行います。

方針③: 子育て支援サービスの充実

- ファミリーサポートセンター事業や子育て支援センターの機能や環境を整備することで、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 放課後児童クラブ(学童保育)をはじめとした子供の居場所や活動の場を確保することで、地域に見守られながら安全・安心に成長できる環境を整備します。

方針④: 子育て世帯への経済的負担の軽減

- 児童手当の支給をはじめ、子育て世帯における経済的支援を実施します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○子供の育ち・子育てを見守ります ○子育て活動に積極的に参加します。また、相談機関を気軽に利用します。
地域(みんなでできること)	○地域で子供の育ち・子育てを見守ります。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○子育て環境の整備や運営に協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	2015年度～2019年度
健康増進計画	2018年度～2022年度
地域福祉計画	2018年度～2022年度

■ 目指す姿

保護者が仕事と生活の調和を実現できるよう、保育施設や保育サービスが充実し、子育てしやすく、子供たちも保育所などでいきいきと過ごしているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
保育所待機児童数	保育所の待機児童数	0人	0人
低年齢児受入割合	全入所児童に占める低年齢児(0~2歳児)の割合	28.6%	35.0%
病児保育施設数	市内で病児保育を実施する施設数	0か所	1か所

■ 現状と課題

- 核家族化や子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、保育ニーズが高まっています。また、近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、保育に対するニーズは多様化しています。
- 本市においては、公立・私立を合わせた入所児童数はほぼ横ばいではありますが、共働き世帯の増加や出産後、すぐに働く女性が増加しており、特に3歳児未満の低年齢児の入所児童数が増加しています。
- 2016(平成28)年度実施の市民意識調査では、低年齢児保育など保育サービスの充実や医療費・保育料などの子育てに関する財政的支援に関するニーズが高まっています。
- そのような中、待機児童が出ないように、新たな小規模保育施設認可や施設の整備など、低年齢児をはじめ受入れ定員の増加対策、延長保育事業や一時預かり事業など保育サービスの充実を図ってきました。
- 保育の質の維持向上を図るため、情報交換や研修会の開催など公立・私立に関係なく保育施設間の連携体制を強化しています。

(主な課題)

- 保育所の入所待機児童が発生しないよう、保育士の確保や保育環境の整備充実を図る必要があります。
- 保育サービスのさらなる充実と保育士の資質向上を図る必要があります。
- 保育所の適切な維持管理を図ることを基本に、老朽化対策やサービス向上につながる環境整備を図る必要があります。
- 子どもの数の減少や多様化する保育ニーズに対応するため公立保育所の再編・再配置の検討が必要です。

■主な取り組み方針

方針①: 保育サービスの充実

- 保護者の多様な就労形態に対応するため、引き続き延長保育事業を実施します。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、病児保育事業や一時預かり事業など保育サービスの充実を図ります。
- 保育士の確保に努めるとともに、研修会を引き続き開催し、保育士の資質向上を図ります。

方針②: 保育施設の整備、充実

- 今後の就学前児童の人口動態を勘案しながら保育所再編計画を策定し、再編計画に沿った統廃合を含めた施設整備、老朽化対策を進めます。
- 小規模保育施設の充実や認定こども園への移行により、低年齢児の保育体制の整備を支援します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○多様な保育サービスを利用し、仕事と育児・生活の両立を目指します。
地域(みんなのできること)	○地域の保育サービスの運営に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○地域の保育サービスの運営に協力します。 ○保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	2015 年度～2019 年度

■ 目指す姿

地域社会全体で青少年を見守り育てるという意識をもち、青少年が安全安心に健やかに過ごせるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
防犯パトロール年間実施回数	市青少年センターが実施する防犯パトロールの年間回数	313回 (2016年)	320回
青少年育成市民会議加盟団体数	青少年育成市民会議への加盟団体数	90団体	95団体
朝食を毎日食べている子供の割合	「食べている」、「どちらかといえば、食べている」と回答した小6児童・中3生徒の割合	94.0%(小6) 92.6%(中3)	100.0%
青少年の健全育成の取り組みに満足している市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	33.2%	現状値以上

■ 現状と課題

- 近年、核家族化、少子化、価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子ども・青少年問題も多様化、複雑化しています。またインターネットやスマートフォンの普及により、全国で子どもが事件、トラブルに巻き込まれる事例も多数発生している状況です。
- 青少年センターや補導委員会を中心に、補導活動や啓発活動、また悩みを抱えている子どもや保護者の相談など、学校、警察、各種団体と連携し、子どもを取り巻く社会環境の浄化と非行防止の取組を行っています。
- 地域の子ども会、ボーイ(ガール)スカウト、少年少女発明クラブなどを支援しています。しかしながら、近年、子ども会に加入する子どもの減少や活動に参加する子どもの固定化が目立つ状況です。
- 2016(平成26)年に青少年育成市民会議を設立し、加入する関係団体と連携し、地域での子どもの見守り活動を推進するとともに、「少年メッセージ」を開催し、中学生が自らの考えを発表する機会を設けることで、大人の中学生に対する正しい理解と、未来を担う若い世代の健全育成を図っています。
- 放課後に一人で過ごさなければいけない子どもを中心に、公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習の支援を行うことで、学習習慣の定着を図るとともに、地域住民との交流活動や大人とのコミュニケーションを図ることができる環境づくりを行っています。
- 家庭や地域での学びを「家学」と命名し、保護者、学校、地域が一体となった家庭教育を推進しています。また、家族そろって家庭で読書する「家読」を推進するなど、親と子どもの心のふれあいづくりを推進しています。

(主な課題)

- 子どもたちが主体であり、地域と一体となって取り組む活動の活性化が必要です。
- 多様化、高度化する青少年問題に対して、適切に対応できる相談・支援体制の充実と青少年活動などを支える人材の育成、確保が必要です。
- 子どもの見守り活動強化のため、関係団体、学校、企業等のさらなる参画を求める必要があります。
- 家庭教育の重要性や役割を地域、保護者に対して周知し、理解を進める必要があります。

■主な取り組み方針

方針①: 子供の安全確保と環境の整備

- 街頭補導や防犯パトロールなどの見守り活動を、家庭、学校、地域などと連携し実施します。
- 子どもを取り巻く環境の浄化を図ります。

方針②: 地域との交流・活動の推進

- 子ども会への加入を啓発するとともに、イベント、交流会等を充実させるなど、多くの子どもが活動に参加できる取組を進めます。
- 地域との交流の活性化を図るため、次世代を担う人材の育成を進めます。
- 青少年健全育成推進協議会が実施する地域活動を通じて、青少年の健全育成をさらに推進します。また、関係団体のさらなる主体的な取組や活動を促進していきます。

方針③: 家庭教育の推進

- 家庭教育が全ての教育の出発点という認識のもと、家族のふれあいを通じて、基本的な生活習慣や生活能力の育成、また豊かな情操や自尊心を高める取組を推進します。
- 関係各課や学校との連携を図り、保護者を対象とした家庭教育に対する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、講座の開催など、学習機会の創出を図ります。
- 家族そろった地域のイベントや行事等に参加や、親子でのふれあいの機会づくりを推進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○子どもの見守りを行います。 ○家庭において「家学」、「家読」を実践します。
地域(みんなでできること)	○関係機関と連携し、子供たちを見守り育みます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○学校・地域・関係機関と連携し、安全安心な体制づくりを行います。 ○子供たちを見守る活動を支援します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2018 年度～2020 年度
生涯学習推進計画	2014 年度～2018 年度

2-2-1
学校教育環境の充実

関係課:	教育総務課
------	-------

■ 目指す姿

安全・安心で快適な教育環境が整っているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合	「学校に行くのは楽しい」、「どちらかといえば楽しい」と回答した小6児童・中3生徒の割合	92.0%(児) 88.9%(生)	94.0%(児) 91.0%(生)
不登校児童生徒の出現率(小学校・中学校での千人当たりの不登校児童生徒数)	全児童・生徒のうち、不登校児童生徒数の割合	13.7人	8.0人
経済的理由による長期欠席児童生徒の割合(小学校・中学校での千人当たりの経済的理由による長期欠席児童生徒数)	全児童・生徒のうち、経済的理由による長期欠席児童生徒数の割合	0人	0人
小中学校のトイレ洋式化率	小中学校施設のトイレのうち、洋式化されたトイレの割合	32.4%	45.0%

■ 現状と課題

- 全国的に少子化が進む中、本市では小規模校が多いため、クラス替えなども困難な状況です。児童生徒の教育環境を考慮すると、適正規模・適正配置を現実化していく必要があります。
- 全国的にいじめや不登校などの問題が多様化、複雑化するなか、本市における不登校児童生徒に対する支援は、適応指導教室を設置し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための指導を行うことにより、児童生徒の学校復帰や高校進学の結果を挙げています。また、教育相談員やスクールカウンセラーなどが児童生徒との関わりを持ち、保護者や教職員の相談を受け、助言を行い、多様な教育問題の解決を果たしています。
- 小・中学校施設の改築事業や耐震補強事業により、2015(平成 27)年度に耐震化率は100%となっています。また、普通教室への空調機器の整備を2017(平成 29)年度に完了しました。引き続き児童生徒が安全・安心で快適に学べる学校環境の整備を進めていきます。
- 2014(平成 26)年度に策定した通学路交通安全プログラムに基づく通学路の危険箇所への対応、また、学校と地域が連携したスクールサポーター活動への補助等を行うことにより、児童生徒が安全・安心に通学できるような環境づくりをいいます。
- 2014(平成 26)年度に河南学校給食センターを整備し、約 4,000 食の学校給食を民間業者委託による調理配送を開始しました。また、2016(平成 28)年度に那賀学校給食センターと粉河学校給食センターを統合し、約 1,400 食の学校給食を民間業者委託による調理配送を2017(平成 29)年度から開始し、効率的な学校給食を実施しています。

(主な課題)

- 引き続き教育相談員等の専門人材を活用して、多様化、複雑化するいじめや不登校などの問題解決に向けた取組を推進する必要があります。
- 児童生徒の就学に関する早期支援コーディネーターのサポートによる特別支援教育や早期からの支援に対する保護者等の理解を図る必要があります。
- 児童生徒数の減少に対応した適正規模・適正配置を検討する必要があります。
- 老朽化が進んでいる学校施設の大規模改造や長寿命化を図るとともに、利用者に優しい環境整備を検討する必要があります。

■主な取り組み方針

方針①:教育相談の充実

- いじめ、不登校などの多様な教育問題の解決のため、保護者や学校や関係機関と連携を強化し、教育相談員・スクールカウンセラー・適応指導教室の積極的な活用を図ります。

方針②:特別支援教育の充実

- 就学前や小・中学校で特別な支援を必要とする児童生徒に対して個別の教育支援計画(つなぎ愛シート)を作成するとともに、各関係機関と連携を図り、きめ細やかな指導や切れ目のない支援を実施します。

方針③:安全・安心で快適な教育環境の充実

- 安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化している学校施設は、建物の調査を行い大規模改修や長寿命化を検討します。
- 計画的に和式トイレを洋式トイレに改修することで、利用者に優しい環境整備を進めます。
- 通学路の危険個所の点検や登下校時の見守りの実施を継続します。また、通学困難地域で遠距離通学となる児童生徒の効率かつ安全な通学手段を確保します。
- 児童生徒数に応じた適正規模・適正配置を検討します。

方針④:学校給食の充実

- 児童生徒の成長に必要な栄養が確保され、食物アレルギーに対応した安全・安心な給食を実施します。
- 可能な限り地場産の食材を活用した給食を実施します。

方針⑤:教育機会の均等の推進

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒への適切な就学援助を実施します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な就学援助を実施します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○登下校時の見守りに参加します。 ○学校を大切に使う意識・マナーを高めます。
地域(みんなでできること)	○通学路の安全確保に協力します。 ○地域の学校として、ともに教育環境の充実に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○学校給食への安全・安心な食材の提供を行います。 ○教育施設の充実にむけ効率的かつ質の高い整備に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2018年度～2022年度
学校適正規模・適正配置基本方針	2009年度～

■ 目指す姿

特色ある学びの機会を通じて、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を身につけることができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
全国学力・学習状況調査(小6・中3)の全ての教科の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査における全教科の平均正答率と全国平均正答率の差	1.2%(小6) ▲8.3%(中3)	2.0%(小6) 0%(中3)
「国語・算数の学習内容を理解している」と思う児童の割合	「理解している」、「どちらかといえば、理解している」と回答した小6児童の割合	85.0%(国) 85.4%(数)	88.0%(国) 88.0%(数)
「国語・数学の学習内容を理解している」と思う生徒の割合	「理解している」、「どちらかといえば、理解している」と回答した中3生徒の割合	82.0%(国) 84.6%(数)	85.0%(国) 87.0%(数)
全国体力・運動能力調査(児童・生徒)の総合評価(段階別)の割合の差	全国体力・運動能力調査における総合評価でAとBの合計割合とDとEの合計割合の差	18.9% 22.7% (2016年)	19.0% 23.0%

■ 現状と課題

- 学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」として、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを目指しています。本市においても、それらの要素を盛り込んだ学校教育の基本方針を掲げて「生きる力」の育成を推進しています。
- 児童生徒の学力、生徒指導、特別支援教育等の課題解決にむけた教職員の指導力向上を目指して教職員研修を毎年夏季休業中に実施しています。全教職員が参加し、アンケート調査では今後の児童生徒の指導に大変役立つ内容であったとの感想を得ています。
- 小学校5、6年生と中学生を対象として、チームティーチング指導による英語講師派遣事業を実施し、児童生徒は英語の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことができています。
- 豊かな心や感性をはぐくむため、小学校5年生を対象に集団宿泊体験活動を実施しています。また、中学校2年生を対象に職場体験活動を実施し、生徒に望ましい勤労観や職業観を身につけさせることができ、将来の進路等を考える教育の一環となっています。
- 子どもたちの系統的な発達等を考慮しながら、さまざまな連携事業を推進し、協議することにより、保育所(園)及び幼稚園から小学校へのスムーズな接続を図り、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性を育むための教育を推進しています。
- 体力アッププランに基づき、授業や教科外活動を通じて運動の機会の提供により、体力の向上を図っています。

(主な課題)

- 指導力向上を目指して教職員の知識・技能の向上を図る必要があります。
- 語彙(ごい)の拡充や表現力、読解力の向上をはじめとした児童生徒の基礎学力の定着を図る必要があります。
- 2020(平成32)年度から英語が小学5、6年生で正式な教科となるなど、新たな学習指導要領への対応が必要です。
- 社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するために、幼児期教育の充実が求められています。

■主な取り組み方針

方針①: 確かな学力の向上

- 2017(平成 29)年度から学校司書を 2 名(小学校 1 名、中学校 1 名)設置し、学校図書環境の整備と充実を図り、語彙の拡充や表現力、読解力の向上につなげます。
- ネイティブスピーカーによる英語授業サポート率 100%を実現していますが、2020(平成 32)年度から英語が小学 5、6 年生で正式な教科となることを考慮し、今後、さらなる授業内容の充実を図ります。

方針②: 豊かな心とたくましい体の育成

- 集団宿泊体験活動や職場体験活動など、さまざまな体験活動を通じて、道徳教育やふるさと教育の充実を図ります。
- 体育の授業時間の以外に、授業前の時間を活用した「紀州っ子サーキット」や月 1 回の全校体育集会の実施など、引き続き体力アッププランに基づく体力の向上を図る取組を推進します。
- 食の大切さを学ぶ食育を推進し、地産地消による郷土愛の醸成を図ります。

方針③: 教職員の知識・技能の向上

- 教職員の知識・技能の向上を図るため、教職員を指導する指導主事の増員を目指します。
- 教職員の研修の充実を図り、資質・能力の向上を目指します。

方針④: 幼児期教育の支援

- 幼児教育と小学校のスムーズな接続を図るために、幼児期の指針となる「紀の川スタンダード」の充実を図り、小学校での学びが安心してスタートできるような「スタートカリキュラム」を作成、活用していきます。
- 幼児期・学童期の子どもたちに共通の視点で関わられるように、指導者の共通研修を実施し、教職員、保育士の資質向上を目指します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○学校教育に対する関心・理解を深めます。 ○学校行事に積極的に参加・協力します。
地域(みんなのできること)	○学校教育に対する関心・理解を深めます。 ○学校行事に積極的に参加・協力します。
企業・NPO 団体(事業者がができること)	○職場体験活動に協力します。 ○学校教育に対する関心・理解を深め、行政と連携を図ります。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2018 年度～2022 年度

■ 目指す姿

いつでもどこでも自らの意思と選択により学びたいときに学ぶことができ、人と人がつながりの中で学習が深められるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
市民1人当たりの年間図書貸出冊数	市民一人当たりの年間図書貸出冊数	4.8冊 (2016年)	5.0冊
図書館蔵書冊数	市立図書館の蔵書冊数	151,821冊 (2016年)	200,000冊
生涯学習に取り組む環境が整備されていると感じている市民の割合	「整備されている」、「どちらかといえば、整備されている」と回答した市民の割合(市民意識調査)	44.5%	60.0%
自主的な学習に取り組んでいる市民の割合	「取り組んでいる」、もしくは「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合(市民意識調査)	24.1%	30.0%

■ 現状と課題

- 長寿化や地域でのコミュニケーションの低下などの社会背景を受けて、生涯学習に対する関心や意識が高まっています。
- 本市では、2007(平成19)年に「生涯学習のまち宣言」を行い、「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び、調和のとれた明るく活力ある紀の川市を育むことを目指し、市民の生涯学習の取組を推進しています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると、44.5%の人が生涯学習に取り組む環境が整っていると感じています。実際に趣味のサークル活動や自主的な学習に取り組んでいる人は24.1%という状況です。より多くの人に生涯学習に取り組んでもらえるよう、事業の充実や広報活動を強化させる必要があります。
- 公民館講座が継続的な活動につながるように、講座受講者のサークル活動への移行を推進しています。
- 統合により図書館は2館体制になりましたが、利用者や貸出し冊数は増加傾向にあります。また、図書館を閉館した地域においても公民館などと連携し、市民の利便性の向上に努めていますが、直接来館が難しい方へのサービスのあり方についての検討が必要です。

(主な課題)

- これまで生涯学習等に取り組んでこなかった人も取組をはじめやすい環境づくりを進める必要があります。
- 市民のニーズを的確に捉え、芸術性の高い事業の実施やSNSなどを用いた多様な広報の実施が必要です。
- 老朽化した施設が多く、利用者の安全確保のため、適切な管理・修繕が必要です。
- 図書館が廃止となった地域へのフォローアップに取り組む必要があります。

■主な取り組み方針

方針①:生涯学習機会の提供

- 市民ニーズに対応した講座の開催や事業の実施を行い、生涯学習のきっかけとなる機会の創出を図るとともに、市民が自主的に生涯学習活動を行えるよう支援します。
- 市民が質の高い文化や芸術に触れる機会を提供し、文化意識の高揚を図ります。
- 今後の生涯学習活動を担う人材の育成に努めます。

方針②:生涯学習施設の整備充実

- 利用者が安全、安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。
- 施設を有効活用するため、施設使用手続の簡素化を進めるなど、利用者の利便性向上を目指します。

方針③:図書館の充実

- 市民ニーズに沿った蔵書・資料の数と質の充実を図るとともに、2館それぞれで特色あるイベントや季節毎のイベントなどを開催することで、利用者増を目指します。
- 司書等の専門人材の配置を充実させるとともに、接遇をはじめとした職員のレベルアップに努めます。
- 高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。また直接来館が困難な方に対するサービスのあり方についての検討を行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○主体的に生涯学習に取り組みます。 ○図書館を利用します。
地域(みんなのできること)	○行政と協力し生涯学習推進に努めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○行政と協力し生涯学習推進に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2018年度～2020年度
生涯学習推進計画	2014年度～2020年度
図書館基本計画	2015年度～

■ 目指す姿

市内の歴史と文化が適切に守られ、貴重な資源として活用されているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
文化財施設・事業への入館・参加者数	文化財施設(歴史民俗資料館・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅)への入館者数とイベント参加者の合計	9,056人 (2016年)	10,000人
歴史・文化財に興味のある市民の割合	「興味がある」、もしくは「どちらかといえば、興味がある」と回答した市民の割合(市民意識調査)	49.9%	現状値以上
市指定文化財の数	市指定文化財の件数	107件	110件
文化財サポーター会員数	文化財サポーター会員数	39人	40人

■ 現状と課題

- 本市には、「紙本著色粉河寺縁起」、「沃懸地螺鈿金銅装神輿」の国宝2件、「紀伊国分寺跡」「旧名手宿本陣」「旧南丘家住宅」など数多くの重要な文化財があり、それら文化財の保存整備を進めています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査において、歴史・文化財に興味のある市民の割合は49.9%と約半数にとどまっています。文化財は地域に対する理解を深め、郷土愛の意識醸成につながる貴重な地域資源であることから、さらに多くの人に興味を持ってもらえる取組が求められます。
- 歴史民俗資料館において企画展や講演会を開催し、市民をはじめ、多くの人に来館をいただいておりますが、企画展開催期間以外に来館者数については伸び悩んでいるため、展示品の充実を図るなど、誰もが親しめる文化財の総合的な拠点づくりを進める必要があります。
- 小学生を対象とした歴史体験教室を開催し、文化財に対する関心を持つきっかけづくりを進めるとともに、子どもが郷土の歴史や文化に触れる機会を通じて、ふるさとを愛する心の醸成を図っています。
- 文化財の保護と活用を支援してもらおうボランティアである文化財サポーターの協力を得ながら、市の各種事業に取り組んでおり、年々、連携が強化されています。しかしながら、文化財サポーターの高齢化が進んでいるため、新たな人材の育成や確保が必要な状況です。
- 現在、未指定の文化財や建造物については、その価値が明らかになる前に消失の危機にさらされているものもあります。その実態の把握と指定に向けた取組を検討する必要があります。

(主な課題)

- これまでと同様に文化財の計画的な保護の取組が必要です。
- 世代を問わず多くの人に文化財に対する関心を持ってもらう取組が必要です。
- 現在、未指定の文化財の実態把握を行い、必要に応じ適切な保護を図る必要があります。
- 文化財サポーターの育成とサポーターの主体的な取組を推進することが必要です。

■主な取り組み方針

方針①: 歴史文化の保護・継承

- 次世代へと文化財を引き継ぐため、計画的に整備・保存を実施するとともに、伝統文化・伝統行事の保存・継承に取り組めます。
- 未指定の文化財や建造物等の実態調査を進めるほか、郷土の貴重な資料の収集に努めます。
- 歴史民俗資料館における展示品の充実や情報発信を強化し、来館者数の増加を図るための取組を進めます。

方針②: 文化財の活用

- 文化財サポーターの確保を進めるとともに、歴史体験教室や講演会などを文化財サポーターと協働により取り組み、市民のさらなる参画を推進します。
- 文化財施設等を活用したイベント(落語会・講演会等)を開催するなど、文化財に対する関心を持つきっかけづくりと、市民が郷土の歴史を知り、郷土愛の醸成につながる取組を推進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○文化財についての理解を深めます。 ○文化財施設の利用や事業等に積極的に参加します。
地域(みんなのできること)	○市の事業等に協力し、歴史文化の保護・活用を図ります。 ○地域の魅力向上に取り組めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○市の事業等に協力し、歴史文化の保護・活用を図ります。関係団体が自主的に活動できるよう支援を行います。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2018 年度～2020 年度
生涯学習推進計画	2014 年度～2018 年度
史跡旧名手宿本陣整備基本計画	2017 年度～2020 年度
文化財展示施設活用計画	2017 年度～2021 年度

■目指す姿

生涯を通して全ての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
スポーツを週1日以上行っている市民(18歳以上)の割合	「週2日以上している」、もしくは「週1日はしている」と回答した市民(18歳以上)の割合(市民意識調査)	34.5%	65.0%
「市のスポーツ教室のメニューやスポーツイベントは充実している」と思っている人の割合	「そう思う」、もしくは「まあそう思う」と回答した市民の割合(市民意識調査)	22.2%	35.0%
スポーツ施設の利用者数	市営スポーツ施設における年間利用者数の合計	399,894人 (2016年)	430,000人
スポーツイベントへの参加者数	桃源郷ハーフマラソンとスポーツフェスティバルの参加者数の合計	2,950人	3,200人

■現状と課題

- 生涯にわたり、健康で心豊かに暮らすためには、スポーツに親しむことが必要です。そのような中、2020(平成32)年のオリンピック・パラリンピック東京大会、2021(平成33)年の関西ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポーツイベントが控えており、国(民)全体でスポーツに対する意識が高まりつつあります。
- 本市の2017(平成29)年度実施の市民意識調査では、「スポーツを週1回以上行っている人」の割合は、34.5%で、日常的にスポーツを行っている市民は少ない状況です。また「施設数が充実している」と回答した人が47.0%あった一方で、「体育施設の備品・設備が充実している」と回答した人が30.75%、「スポーツ教室のメニューやイベントが充実している」と回答した人が22.2%と少ないことから、設備面やスポーツ教室のメニューの充実が必要です。
- 2015(平成27)年2月に日本体育大学との間で締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づき、児童や指導者の交流を展開するなど、児童生徒のスポーツへの関心を高める取組を推進しています。
- 2014(平成26)年7月にパークゴルフ場が、2015(平成27)年3月には市民体育館、2016(平成28)年3月には市民公園プールがそれぞれ完成し、スポーツ施設の充実が図られており、施設利用者数は近年、微増傾向で推移しています。
- 安全かつ安心に身近なスポーツ施設を利用してもらうため、施設を適切に管理しています。

(主な課題)

- 日常的にスポーツに取り組む市民を増やすため、スポーツ活動への関心を高める方策が必要です。
- 個人、団体のスポーツ活動の活性化や地域におけるスポーツ活動の振興のために高い資質の指導者を発掘、育成する必要があります。
- 老朽化が進んだスポーツ施設が多くあり、今後、修繕費の増大が予想されるため計画的な修繕が必要です。

■主な取り組み方針

方針①:生涯を通じたスポーツ活動の推進

- 市のスポーツ振興の指針となる次期「スポーツ推進計画」を策定し、計画に基づき生涯スポーツの振興を図ります。
- 児童生徒や青少年のスポーツ活動を支援することにより、ジュニアスポーツの競技力向上に努めます。
- 体育・スポーツにおいて高度で専門的な施設と人材を有する日本体育大学とスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツへの関心を高めるとともに、指導者の発掘・育成に努めます。
- スポーツ人口の拡大を図るため、既存のスポーツだけでなく、新しいスポーツやレクリエーションの普及を進めます。
- 地域や関係団体と連携し、スポーツフェスティバルの内容の充実を図るなど、市民が参加しやすいイベントやスポーツ教室の充実を図ります。

方針②:スポーツ施設の充実と適切な管理

- スポーツ施設を適切に維持管理することで、市民がいつでも安全に安心して身近にスポーツを楽しむことのできる施設環境を整えます。
- 利用者の増加につながるスポーツ施設の備品や設備の充実を図ります。
- 施設利用状況のインターネットを活用した照会や施設使用手続の簡素化を図るなど、市民の利便性の向上につながる取組を進めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○スポーツの意識を高め、日常生活にスポーツを取り入れます。 ○スポーツ施設を大切に使う意識・マナーを高めます。
地域(みんなでできること)	○行政との連携を深めながら地域スポーツの活動を支えます。 ○スポーツを通して地域の人々の交流や地域コミュニティの形成に努めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○行政との連携を深めながら地域スポーツの活動を支えます。 ○スポーツ大会などに参加、協賛又は主催することで地域スポーツの振興を支援します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2018年度～2020年度
生涯学習推進計画	2014年度～2018年度
スポーツ振興計画	2009年度～2018年度
スポーツ推進計画	2019年度～2028年度

第3章 交流と活気が生まれるまち ～ともに生きがいを持とう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|------------------|
| 3-1-1 | 地域の特性を生かした農業振興 |
| 3-1-2 | 均衡の取れた農村や農地の整備 |
| 3-1-3 | 商工業の振興 |
| 3-2-1 | 就労支援の充実と雇用創出の振興 |
| 3-3-1 | 観光資源を発掘・活用した観光振興 |
| 3-3-2 | 国際交流と国内交流 |

3-1-1	関係課： 農林振興課
地域の特性を生かした農業振興	

■ 目指す姿

本市の特性を生かし、安全・安心な農産物が生産され、安定した農業所得が確保されることで、地域農業が活性化し、農業者が元気なまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
農業産出額	農業生産によって得られた農畜産物とその農畜産物を原料として作られた加工農産物を当該年(1～12月)に販売した品目生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものの合計額	1,729 千万円 (2015年)	1,890 千万円
認定農業者数	認定農業者の数	326 人	350 人
新規就農者数	新たに就農した人数(65歳未満で年間150日以上農業に従事する人)	24 人	25 人
利用権設定率	農地面積に占める利用権設定された農地面積の割合	4.79% (2016年)	5.79%

■ 現状と課題

- 全国的な農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による農作物被害の増加は、本市も例外ではありません。
- 本市は、多種多様な農産物が生産されており、特に果樹栽培に関しては、四季折々の果物が収穫できる全国有数の果物産地です。
- 本市は、フルーツ・ツーリズムの取組をはじめ、地産地消の取組や安全・安心な食志向の高まりから紀の川市の農産物を求めて農業交流人口の増加が進んでいます。
- 近畿で初めて「食育のまち」を宣言して、食育フェアの開催など、食育推進計画に基づき活発な啓発や活動に取り組んでいます。2016(平成28)年度実施の食育に関するアンケート調査において、食育に関心のある市民の割合は78.4%と高い状況にあります。
- 本市は、農業に適した豊かな自然環境に恵まれ優良農地が多く、関西空港へのアクセスの良さや大都市消費圏にも隣接しているなどのことから新規就農者が参入しやすい環境です。また、認定農業者数は、ここ数年横ばい状態ですが、新規認定者数は微増傾向にあり、新規就農の相談等も増加しています。
- 耕作放棄地が増えている一方で、担い手農業者等への農地貸付(利用権設定)面積は、近年、微増傾向にあります。

(主な課題)

- 豊富な農産物の魅力を市内外へ情報発信する取組の強化が必要です。
- 販路開拓と消費拡大に向けた取組の強化が必要です。
- 有害鳥獣による被害防止対策の強化・継続が必要です。
- 新規就農者や農業後継者の増加につながる新たな対策が必要です。

■主な取組方針

方針①: 地域の魅力を生かす農業振興対策

- 関西空港へのアクセスの良さや大都市消費圏に隣接している地理的優位性を最大限に生かして、本市の多種多様な農産物を積極的にアピールします。
- 道の駅「青洲の里」を中心として、地域を巻き込んだ体験等の多様な取組を実践し、交流人口の増大を図ります。
- 新鮮で多種多様な農産物の産地であることを活用して、幅広く食育を啓発し、市民の地産地消の意識を高めます。

方針②: 農業経営の安定と強化

- 農業に適した自然環境を生かして果樹・野菜・花きの複合経営を推進し、農業経営の安定化を進めます。また、県やJAとの連携により、ブランド化や産地化の取組を推進します。
- 農産物の販売促進のため、国内におけるトップセールス等の活動強化や海外市場への販路開拓を支援します。
- 認定農業者等の意欲ある農業者の経営基盤強化を図るため、国や県のほか、市独自の支援を行います。
- 6次産業化や環境保全型農業に取り組む農業者を引き続き支援していきます。
- 有害鳥獣による農作物の被害軽減を図るため、防除対策の支援を行います。

方針③: 農業の担い手育成と支援

- 認定農業者や認定新規就農者の育成を図るため、経営計画の継続的な支援を行います。
- 青年就農者の就農初期の経営を支えるため経済的支援を行います。
- 新規就農者については、関係機関との連携を強化して就農の定着を図ります。
- 市全体の農業振興を図るため親元就農者や兼業農家に対しても支援策を講じます。
- 農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地流動化を促進し、耕作放棄地の解消に向けた取組を推進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で採れた安全で安心な農産物を積極的に使って食します。 ○ 市産の農産物を市内外へアピールします。
地域(みんなでできること)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での交流を深め、農業を盛り上げていきます。 ○ 新規就農者や若い農業者を応援します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性と収益性の高い農産物の普及、地域農産物の PR、販売促進と販路開拓・拡大を図ります。 ○ 営農指導員の資質向上に努め、先進的な農業技術を広めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農業振興戦略計画	2018 年度～
食育推進計画	2013 年度～2018 年度
道の駅「青洲の里」基本構想・基本計画	2017 年度～2020 年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2014 年度～
人・農地プラン	2012 年度
鳥獣被害防止計画	2017 年度～2019 年度

3-1-2

均衡の取れた農村や農地の整備

関係課： 農林整備課

■ 目指す姿

地域が一体となり農村や農地の基盤整備に取り組むことにより、生産性が向上し、健全で安定した農業経営ができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
ほ場整備箇所数	合併後にほ場整備が完了した箇所とすでに整備に着手した箇所の合計	4か所	6か所
多面的機能支払活動組織数	多面的機能支払活動の協定組織数	52組織	55組織
中山間地域等直接支払制度集落協定数	中山間地域等直接支払制度の集落協定件数	47件	47件
耕地面積	作付け可能な田や畑の実測面積	4,770ha (2016年)	4,505ha

■ 現状と課題

- 全国的に農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や農業施設の老朽化が進んでいます。また、地震・豪雨等の自然災害による機能低下や基幹的な農業水利施設の老朽化も進んでいます。
- 那賀地方は温暖な気候や大消費地の大阪に近い恵まれた立地条件にありながら、野菜・施設園芸農業のための環境整備が進んでいない状況です。
- 本市は、多面的機能支払交付金事業の活動組織数は県内でも最多となっています。地域の共同活動や農地保全を支援し、地域の農業者以外の方との連携や理解を深め、交流することで、地域の活性化に取り組んでいます。しかしながら、高齢化、過疎化からくる農村地域の集落機能の低下により、昔から共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮に支障をきたしています。
- 農業生産性の向上を図るため、用排水路の改良や農道整備、農業用施設の維持・機能の向上を推進するなど、地元意向も十分踏まえた事業を実施しています。
- ほ場整備実施箇所(実施予定箇所を含む)は、2017(平成29)年で4か所となっていますが、市全体の耕地面積に占める割合にすると、進捗していません。

(主な課題)

- 整備された農業生産基盤を適切に維持管理し、老朽化対策、未整備区域への整備が必要です。
- 耕作放棄地の抑制など地域の実情に応じた農業基盤整備を検討し、生産性の向上と効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ることが必要です。
- 農業の有する多面的機能を将来にわたって発揮させるため、担い手への農地集積・集約化が必要です。

■主な取組方針

方針①:ほ場整備の推進

- ほ場整備を実施し、営農効率の向上を目指すとともに、担い手への農地集積・集約化を推進します。

方針②:農地・農業施設等の保全整備の推進

- 用排水路改修や農道整備による農地保全を進めるとともに、農業用施設の維持・管理を実施し、営農効率の向上を目指します。
- 国県等の上位機関とも連携を図り、事業を実施することで農地・農業施設等の保全整備を推進します。

方針③:地域一体となった農地の多面的利用の促進

- 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮し、農業用施設の長寿命化を図るため、地域が実施する共同活動に対して支援します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○農地を保全します ○水路や農道など農業用施設の維持・管理をします。
地域(みんなのできること)	○農業・農村が有する多面的機能を理解し、生産活動に対して理解します。 ○水路やため池など農業用施設の維持・管理をします。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○農業者の支援・協力、市との連携をします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農村環境計画	2008 年度～
農業振興地域整備計画	2011 年度～2020 年度

■ 目指す姿

日々の暮らしに不可欠な買い物が身近でできる商店があり、便利で、活気にあふれるまち、地域資源を活用した産業活性化が図られているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
商業関係事業所数 (卸売業、小売業)	市内の卸売業、小売業の事業所数	618 事業所 (2016年)	620 事業所
商工会会員数	紀の川市商工会と那賀町商工会の会員数の合計	1,229 人 (2016年)	1,250 人
主に市内で買い物をする市民の割合	「食料品・日用品を市内で買い物をする」と回答した市民の割合(市民意識調査)	63.9%	65.0%
製造品出荷額	本市の製造品出荷額	1,185 億円 (2014年)	1,300 億円

■ 現状と課題

- 県内企業のうち中小企業の占める割合は99.9%と非常に高く、なかでも常用雇用者20人以下(卸・小売、飲食、サービス業は5人以下)の小規模企業の占める割合が88%と全国で3番目に高く、中小企業は県経済を支える大きな原動力となっています。しかし、人口減による市場規模の縮小、購買力の低下が生産性に影響しています。
- 本市の卸売事業所数、小売事業所数は減少しており、商店街においても幹線道路沿い等に立地する大型店舗との競合で客数が減少傾向にあります。また、経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗などが増加し、商業機能が低下しています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査では、市内で買い物をする市民の割合が約6割にとどまり、日々の暮らしに必要な買い物が身近でできる商業環境が求められています。
- 観光協会をはじめ各種団体と連携しながら、地域資源と事業所自らの強みを活かした商品開発を進めるなど、商工業の活性化につながる体制ができつつあります。
- 市内消費喚起のためのプレミアム商品券の発行や各商工会への支援等の継続のほか、既存企業の設備投資や本市での新たな起業を支援するとともに、起業力を持つ人材の誘致を促しています。
- 市内の誘致企業などで組織する「立地企業連絡協議会」を通じ研修会や情報提供を行い、会員企業間の交流の促進に取り組んでいます。

(主な課題)

- 市民ニーズに沿った身近で便利な商店等の商業環境づくりの検討が必要です。
- 農商工連携のさらなる強化と産業振興対策との一体化を図る施策の構築が必要です。
- 地元商店、商工会との連携や市内企業間の連携を強化することで商工業の活性化を図ることが必要です。
- 経営者の高齢化や後継者不足解消方策の検討が必要です。

■主な取組方針

方針①: 既存商店の活性化の推進

- 市内2つの商工会に運営補助金を支給し、市内企業の経営改善への指導や地域振興につながる事業の実施を支援します。
- 商工会商品券事業(プレミアム商品券事業)を支援して、市民の市内商店等を利用する機会を増やし、市内消費の促進と経営支援を行います。
- 商工会と連携し、管内の空き店舗などの現状を把握し、活用方策を検討するとともに、事業承継や継業などの担い手対策の検討を進めます。

方針②: 中小企業の活性化の推進

- 小企業資金利子補給事業として借入金利子の一部を補給することで、小企業の育成と商工業の活性化を図ります。
- 中小企業庁「セーフティネット保証制度」の活用による中小企業への資金供給の円滑化を支援します。
- ジェットロ和歌山貿易情報センターの利用を啓発し、市内企業の海外への販路拡大や海外進出を支援します。
- 市内企業間の連携、ネットワークづくりを促進し、新たな事業の創出やネットワーク内取引の拡大を図り、産業の振興を図ります。

方針③: 地域資源を活用した産業活性化の推進

- フルーツなど農産物をはじめとする地域資源を活用した商品開発と販路開拓を支援します。
- 市としての産業振興の方針を検討するとともに、生産者と企業のマッチングを図るなど、農商工連携のさらなる強化と産業振興対策との一体化による新たな産業の構築を推進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○市内商工業者を積極的に利用します。
地域(みんなのできること)	○市内商工業者との友好な関係を築きます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○経営基盤の強化に努めます。 ○市内商店等を利用する機会を増やし、市内消費の促進を図ります。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	2015年度～2019年度
創業支援事業計画	2015年度～2019年度

3-2-1

就労支援の充実と雇用創出の振興

関係課： 商工労働課

■ 目指す姿

雇用の場の創出、確保と雇用環境の充実を図り、働く意欲のある人が安心して働くことができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
企業立地件数	合併後に協定締結に基づき新たに操業を開始した企業立地件数	8件	14件
創業支援資金給付件数	創業支援事業計画に基づき創業支援資金の給付を行った件数	-	3件
地域職業相談室年間雇用契約成立数	ワークサロン貴志川における年間雇用契約の成立件数	388件 (2016年)	450件
合同企業説明会における参加者数	ハローワーク、岩出市等と合同で開催する岩出・紀の川就職フェアに参加した人数	129人	200人

■ 現状と課題

- 全国的に景気回復により、企業の設備投資の意欲も活発になっています。本市においても、北勢田第2工業団地を造成し、企業誘致活動に取り組んだ結果、京奈和自動車道の開通など交通アクセスの飛躍的な向上もあり、5社の誘致の成功や、全ての工業用地が完売するなど、一定の成果を挙げています。
- 本県のUターン就職者の割合や高校生の県内就職率は全国平均を下回っています。本市においても、少子高齢化などに伴い、働き手が不足することが予想されるため、広域的な視点から関係機関との連携がより一層必要となります。そのため、紀の川市、岩出市、和歌山労働局、和歌山公共職業安定所（ハローワーク和歌山）との就職フェアを共同開催し、求職者の就職支援と市内企業の人材確保支援に取り組んでいます。
- 紀北地域内にある各高等学校等に向け、進出企業のガイドブックを配布するなど雇用創出に向けた広報活動を実施しています。これにより、各高等学校では、企業からの求人募集情報を効率的に入手できています。
- 創業セミナーの開催、起業家への創業支援資金利子補給金などの創業支援を推進しています。

(主な課題)

- 企業のニーズに沿った工業用地の確保が必要です。
- 市内企業の市民への認知度が低いため、効果的な企業情報の発信が必要です。
- 市内での新規創業を支援するとともに、既存の创业者の継続的な支援が必要です。
- 市内求職者と地域雇用者のマッチングについて工夫が必要です。

■主な取組方針

方針①: 企業誘致の促進

- 遊休用地や空工場の洗い出しを行うとともに新たな工業用地の造成を検討します。
- 本市が持つ地域特性や魅力を情報発信し、引き続き県や関係機関と連携を図りながら、企業誘致活動に取り組みます。
- 関西空港からのアクセスの優位性を活かし、広大な工業用地を必要としない業種の誘致についても検討を進めます。
- 企業立地促進助成金をはじめとした各種助成制度により、新たな企業の誘致を促進するとともに、既存誘致企業における事業拡大や設備投資を促進し、雇用の拡大につなげます。

方針②: 創業の支援

- 商工会と連携し、創業セミナーを開催し、経営、財務、人材育成、販路開拓などの新規創業に必要となる知識習得の支援を行います。
- 創業後、一定期間事業継続する事業者に対し、事業店舗・事務所の開設に必要な経費への支援を行います。
- 特定創業支援事業による支援を受けた市内創業者に対して、借入金利子の一部を補給します。
- 農業や観光など多分野との融合による新たなビジネスモデルの創出を促進します。

方針③: 就労への支援

- 各高等学校等に市内企業の情報を提供するとともに、市内での雇用者を増加させるため岩出市、和歌山労働局、和歌山公共職業安定所(ハローワーク和歌山)と協力し、合同企業説明会の開催等を行います。
- 多様な働き手を確保するため、高度な技術・知識を有する人材を国内外から確保するため、県や関係機関と連携して外国人留学生の市内就職を促進します。
- 企業に対する奨励金制度の充実により地元雇用、市内就職を促進します。

方針④: 雇用・職場環境の充実

- ワークライフバランス、働き方改革に寄与する企業の取組を啓発、支援します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○職業相談室、ハローワークを利用します。 ○新規創業者の支援事業を活用します。
地域(みんなのできること)	○働きやすい環境、職場づくりに協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○合同企業説明会への参加を推進します。 ○働きやすい労働環境の整備と新たな雇用を創出します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
創業支援事業計画	2015年度～2019年度
産業振興促進計画	2015年度～2019年度

3-3-1

観光資源を発掘・活用した観光振興

関係課： 観光振興課

■ 目指す姿

市内が観光交流客でにぎわい、市民同士や地域外の人々と交流を楽しめるいきいきとしたまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
年間観光客数	年間(1～12月)の観光客数とイベント来客数の合計	181万人 (2016年)	200万人
年間外国人観光客数	市内主要観光施設における外国人観光客数	10万人 (2016年)	15万人
体験交流人口	体験交流イベント等への参加者数	4,290人 (2016年)	9,300人
観光ファンクラブ会員数	紀の川ふるふるファンクラブの会員数	1,363人 (2016年)	2,500人

■ 現状と課題

- 全国的に外国人旅行者が年々増加しており、2016(平成28)年の訪日外国人旅行者数は、過去最高であった前年度の21.8%増(2,404万人)と、4年連続で過去最高を更新しています。このように、外国人をターゲットとした観光産業は日本経済の回復、発展に向けて、注目度が増えています。
- 本市は、京奈和自動車道の開通や関西空港、大阪府などの都市圏から近いこともあり、めっけもん広場、道の駅青洲の里には地域外からの来場者が多数訪れています。近年、特に外国人観光客数が大幅に伸びています。
- 一般社団法人紀の川フルーツ・ツーリズムの取組をはじめ、フルーツをテーマとした観光資源の発掘や観光客の受入体制の整備を市民協働で取り組んでおり、メディアなどでも数多く取り上げられ、観光客増加につながっています。
- 基幹産業である農業の活性化に向けて、フルーツのまちとしてさらなるイメージアップを図り定着させるため、フルーツをテーマとした体験型博覧会を開催し、市民と協働で体験プログラムの創出などに取り組んでいます。
- 紀の川市のフルーツ、観光など魅力ある地域資源を活かし、観光のまちづくりを実現するための地域づくりの技術、集客の技術を兼ね備えた観光地域づくり組織(DMO)の立ち上げを進めています。

(主な課題)

- 観光資源の魅力をさらに高めるとともに、情報発信力の強化も必要です。
- 観光施設の集客力向上の取組と施設の老朽化への対応が必要です。
- 地域資源を活用した観光による地域の活性化(観光地域づくり)が必要です。

■主な取組方針

方針①: 誘客・観光 PR の促進

- 国内はもとより海外からの誘客も視野に入れ、SNSなどの各種メディア展開により、戦略的な観光PRに取り組みます。
- フルーツを中心とした食や歴史・文化を体験してもらい、紀の川市のファンづくりを進めます。

方針②: 観光基盤・受入体制の整備

- 観光まちづくりの中核を担う市民(観光まちづくり人材)を育成し、国内外からの観光客を多く受け入れ、地域の魅力を活かした体験交流などを行える体制づくりに取り組みます。
- 既存の観光施設の維持管理を行い、観光交流を促進する場づくりに取り組みます。

方針③: DMO の推進

- 「観光地域づくり戦略」に基づき多様な関係機関と連携した観光地域づくり組織(DMO)を設立・運営し、紀の川市の基幹産業である農業(フルーツ)の振興など地域の活性化に結びつけ、地域の稼ぐ力を引き出していきます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○地域の魅力、観光資源に関する知識を深めます。 ○地域の魅力を発信します。
地域(みんなのできること)	○地域ぐるみで体験交流などを行える受入体制を整えます。 ○地域の魅力を発信します
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○地域資源を活用した魅力ある観光商品開発を推進します。 ○DMOを中心に市内各団体が連携・協力し、地域の稼ぐ力を引き出すまちづくりを進めていきます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	2015 年度～2019 年度

■ 目指す姿

国内外の都市との交流を通じて、文化や歴史などを学ぶとともに、市民が気軽に参加でき、交流が活発に展開されるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
姉妹都市(韓国西帰浦市)、友好都市(中国濱州市)のいずれかを知っている市民の割合	「姉妹都市・友好都市ともに知っている」、もしくは「姉妹都市・友好都市のいずれかを知っている」と回答した市民の割合(市民意識調査)	18.9%	35.0%
姉妹・友好都市との交流事業回数	姉妹都市・友好都市との間で行った交流事業の回数	4回 (2017年8月現在)	6回
姉妹・友好都市からの来訪者数	姉妹都市・友好都市からの来訪者数(公式行事による来訪者数)	46人 (2017年8月現在)	70人

■ 現状と課題

- 本市は、海外からの玄関口である関西国際空港に隣接する至便な立地条件にあり、近年外国人観光客が増加傾向にあります。また、在住外国人も年々増加傾向にあることから、日常生活や地域活動において外国人と触れ合う機会が多くなることが予想されます。
- そのような中、2007(平成19)年に韓国西帰浦市と姉妹都市提携を結び、毎年、中学生や職員による相互交流を実施し、友好関係が続いています。また、中国濱州市とも友好都市提携を結び、交流事業を実施しています。
- 2017(平成29)年度に実施の市民意識調査によると、国際交流・国内交流の推進について、「わからない」との回答が37.1%で、姉妹都市(韓国西帰浦市)、友好都市(中国濱州市)のいずれかを知っている市民の割合は19.1%と取組の認知度が低い状況です。
- 国内交流に関しては、全国6市町(福岡県北九州市、山口県下関市、岡山県真庭市、滋賀県米原市、愛知県阿久比町)によるほたるサミットに参加し、ほたるを通じて、生活環境の整備や観光、経済、文化交流、さらに、災害時の物資や人員の相互応援を通じた、活力あるふるさとづくりと交流の場を創出しています。また、大阪府泉佐野市との特産品相互取扱協定を締結し、地場特産品に関連する共同的な取組をはじめ、さまざまな分野での交流を促進しています。

(主な課題)

- 国際交流・国内交流を活性化させるため、市民への周知・啓発が必要です。
- 市民が自主的・主体的に国際交流活動に参加できる取組を展開する必要があります。
- 国際化にともなう市民の国際感覚の醸成や市内外国人への対応の検討が必要です。
- 国内交流都市間の交流をさらに深める必要があります。

■主な取組方針

方針①:国際交流の推進

- 姉妹都市との職員・中学生交流事業や各種交流団の派遣・受入を継続し、相互の文化や歴史などを学ぶとともに人と人とのつながりを促進します。
- 国際交流への関心を高め、市民の国際感覚を醸成するために、市民が気軽に参加できる国際交流の機会を増やします。
- 国際交流に協力してくれる市民ボランティアの発掘・活用を図ります。

方針②多分化共生への推進

- 市内に在住する外国人をはじめ、海外から訪れる外国人にとっても居心地の良いまちづくりを推進します。
- 市民と外国人の交流の機会をつくり、多様な文化や価値観への相互理解を促す事業を検討します。

方針③国内交流の推進

- 大阪府泉佐野市やほたるサミット参加市町村などの既存の枠組みによる幅広い分野での交流をさらに推進させ、関係市町村との相互の発展を目指します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○多様な国・地域の文化を理解し尊重します。 ○国内・国際交流イベントに積極的に参加します。
地域(みんなのできること)	○市民と連携し、国内・国際交流活動に取り組みます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○地域や行政と連携し、国内・国際交流活動を推進します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間

第4章 快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|---------------------|
| 4-1-1 | 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備 |
| 4-1-2 | 道路や橋梁などまちの基盤整備 |
| 4-1-3 | 公共交通ネットワークの充実 |
| 4-2-1 | 快適な生活環境の維持 |
| 4-2-2 | ごみや資源物の効率的な収集・処理 |
| 4-2-3 | 適切な生活排水対策の推進 |
| 4-2-4 | 水道水の安定的な供給 |
| 4-3-1 | 豊かな自然環境の保全 |

4-1-1

土地の有効利用と住みよい都市
環境の整備

関係課： 都市計画課、地籍調査課、企画経営課

■ 目指す姿

地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性・安全性が確保された暮らしやすいまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
市民一人当たりの都市公園面積	市民一人当たりの都市公園の面積	8.4 m ² /人 (2016年)	10.0 m ² /人
地籍調査の進捗率	調査対象面積に対する現地調査が完了した面積の割合	76.5% (2016年)	100.0%
住宅や公園などの都市環境に満足している市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	23.6%	35.0%
住みよいと感じている市民の割合	「住みよい」、もしくは「どちらかといえば住みよい」と回答した市民の割合(市民意識調査)	80.8%	現状値以上

■ 現状と課題

- 本市は和歌山市や大阪南部と隣接しており、立地条件が良く、自然環境と調和したまちなみを形成しています。そうしたこともあり2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると約8割の人が住みよいと回答しています。
- 本市の都市計画区域は、旧町単位の区域を2013(平成25)年4月に1つに統一しています。
また、適正な土地利用の誘導を図るため、「土地利用方針検討調整会」を設置し、土地利用方針の策定を進めています。
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。2013(平成25)年度の市内の空家調査の結果、998件の空家が確認され、今後、人口減少の影響もありさらなる空家の増加が予想されます。この状況に対応するため、都市景観の保全や空家の利活用等を目的とした「空家等対策協議会」を平成29年度に設置しています。
- 土地の適正管理と土地取引の円滑化、各事業等への地籍データの有効活用を図るため、計画的に地籍調査事業に取り組んでいます。
- 本市では406戸の市営住宅を管理しており、そのうち約35%が耐用年数を経過しており、施設設備や機能面で老朽化が進んでいます。

(主な課題)

- 土地利用方針に基づいて用途地域等の設定を行い、計画的な土地利用の誘導を図る必要があります。
- 空家の増加による治安や景観の悪化への対策が必要です。
- 地籍調査事業の早期完了に向けた計画的な実施が必要です。
- 市営住宅の建替え・用途廃止等を検討していくとともに、今後のあり方、方向性の検討が必要です。

■主な取組方針

方針①: 計画的な土地利用の促進

- 本市の土地利用方針を市内外に発信し、積極的な規制誘導に努め、計画的なまちづくりを推進します。
- 農地法や農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法の適切な運用により農地を保全しつつ、自然環境と居住環境が調和した計画的なまちづくりを推進します。
- 市の健全な発展を推進するため「都市計画マスタープラン」を更新します。

方針②: 良好な居住環境の形成

- 空家対策計画に基づき、空家対策を進めることで、防災、衛生、景観等の生活環境の維持に努めます。
- 屋外広告物への適切な許可や無届広告物に対するパトロールを実施し、良好な景観の維持に努めます。

方針③: 地籍調査の着実な推進

- 地籍調査計画に基づき、効率的な地籍調査事業を引き続き実施し、早期完了を目指します。

方針④: 計画的な都市基盤整備の推進

- 利便性の高い都市活動を促進するため、都市計画道路の計画的な整備推進と都市計画道路沿道のまちづくりを推進します。
- 都市核の機能強化を図るため、駅周辺整備や市街地の整備を検討します。
- 地域間、世代間の交流の場として、計画的な公園・緑地の整備を推進します。また、近年の大規模災害の教訓から防災機能を有した公園の整備を検討します。

方針⑤: 市営住宅の適正管理

- 市営住宅の建替え・用途廃止等を検討していくとともに、保全する住宅については、長寿命化計画に基づき、必要な改修工事等を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○都市計画に理解を深めます。 ○都市計画事業への理解と協力をします。
地域(みんなのできること)	○地域の居住環境の維持に努めます。 ○都市計画事業への理解と協力をします。
企業・NPO 団体(事業者がができること)	○関係法令を遵守し、景観に配慮した事業活動に努めます。 ○都市計画事業への理解と協力をします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	2008 年度～
公営住宅等長寿命化計画	2012 年度～2021 年度
空家対策計画	2018 年度～2027 年度
地籍調査計画	2008 年度～2022 年度

■ 目指す姿

道路や橋梁の適正な維持管理により、安全性・機能性が高まり、市民が快適で安全に道路や橋梁を利用できるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合	「そう思う」、もしくは「まあそう思う」と回答した市民の割合(市民意識調査)	30.8%	50.0%
長寿命化対策済橋梁の割合	点検済橋梁数に占める改修済橋梁数と対策済橋梁数の割合	35.0% (2016年)	80.0%
道路・橋梁維持管理上の事故件数	市が管理する道路における管理瑕疵により保険適応となった事故件数	2件 (2016年)	0件

■ 現状と課題

- 2012(平成24)年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機として、道路インフラの老朽化問題が注目されるようになり、全ての橋梁などで5年に1度、国が定める統一的な基準に基づき点検が義務付けされるなど、道路管理者による義務が明確化され、適切な維持管理が求められています。
- 本市が管理する橋梁については、2016(平成28)年度末時点で826橋で、重要な橋梁については118橋あり、このうち、架設後50年を経過する橋梁は全体の25%(29橋)を占めており、20年後の2036(平成48)年には72%(85橋)に増加する見込みであることから、橋梁長寿命化修繕計画や橋梁個別施設計画に基づいて、予防的な修繕を毎年度3橋程度実施しています。
- これまでに、井田中ノ才線や調月三和線の新設道路の整備や丸85号線の白岩橋改修、那賀打田線の紀の川インターチェンジ付近の歩道整備など、市民の安全性、利便性の向上につながる市道や橋梁の整備、改修に取り組んできました。現在は東国分赤尾線、上野庁舎前線等の改良工事に重点的に取り組んでいます。
- 一方、本市における地域の生活道路の改修状況については、毎年度、地元自治会から改修の要望があった件数の20%程度にとどまっている状況です。
- 府県間道路の整備に関しては、物流や観光の活性化に加えて、災害時の代替路確保など、市をはじめ、和歌山県全体にも大きな整備効果をもたらす京奈和関空連絡道路の早期実現を目指し、京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会を中心とした取組を推進してきました。

(主な課題)

- 道路や橋梁の老朽化対策が必要です。
- 市民の利便性や安全性の向上につながる生活道路の計画的な整備が必要です。
- 府県間道路の整備や幹線道路の機能強化が必要です。

■主な取組方針

方針①: 橋梁の適正な維持管理

- 安全で安心して通行できるよう、適正な維持管理を行うとともに、橋梁個別施設計画に基づき、優先度の高い橋梁から計画的に修繕を進めます。
- 橋梁修繕については将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性を確保するため、従来の対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換します。

方針②: 市道の整備・充実

- 整備箇所を選択と集中により効率的・効果的な市道整備を進めるための指針となる道路整備計画を策定し、計画的に市道を整備します。
- 自治会の要望に基づき、地域の生活道路の改修を進めていきます。
- 通学路を中心に歩道整備など歩行者の安全確保対策を進めていきます。

方針③: 高速道路、国・県道の整備促進

- 市民や地域、地元企業の理解・協力を得ながら、県や関係団体と連携し、国への働きかけを行うなど、京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた取組を推進します。
- 県道泉佐野打田線の4車線化を推進するとともに、県道泉佐野岩出線の南伸についても関係機関と連携し推進していきます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○道路をきれいに保ちます。 ○道路の危険箇所の通報を行います。
地域(みんなのできること)	○道路清掃(ボランティア)に協力します。 ○道路整備への理解と協力を行います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○道路清掃(ボランティア)に協力します。 ○道路の適正な利用に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
橋梁長寿命化修繕計画	2014 年度～
橋梁個別施設計画	2014 年度～2023 年度

■ 目指す姿

鉄道やバスなどの各公共交通を有機的に結びつけることで、市民が利用しやすい公共交通ネットワークが構築・維持されているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
公共交通に満足している市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	24.9%	30.0%
地域巡回バスの年間利用者数	地域巡回バスの年間利用者数	39,891人 (2016年)	41,000人
紀の川コミュニティバス等の年間利用者数	紀の川コミュニティバスの年間利用者数	33,473人 (2016年)	34,000人
粉河熊取線の年間利用者数	粉河熊取線(路線バス)の年間利用者数	68,968人 (2016年)	70,000人

■ 現状と課題

- 2013(平成 25)年に交通政策基本法の制定、2014(平成 26)年に交通政策基本計画が策定され、交通に関する国の施策の基本理念等が示され、地方公共団体はその理念に基づき地域に応じた交通政策を展開しています。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が2014(平成26)年に改正され、地方公共団体を中心として、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を行う「地域公共交通網形成計画」の策定が推進されています。
- 2017(平成 29)年度の市民意識調査結果によると、公共交通は移動手段として「重要」と捉えられているにもかかわらず、満足率が低い(24.9%)状況です。
- 本市の地域巡回バスの路線は、公立那賀病院へのアクセス向上や市役所本庁舎を拠点とした路線変更により、利用需要に即した路線を設定しています。
- バス路線は、利用状況や地域の要望に応じてバス停を配置し、公共交通空白地域の解消を図ってきましたが、全体的には利用者数が減少傾向です。
- 2017(平成 29)年 3 月 31 日に、和歌山バス那賀(株)が運行する路線バス「橋本線」が廃止されました。人口減少等により利用者の減少が続く中、「公共交通は乗らないと無くなる」という時代が到来しています。
- 2016(平成 28)年 4 月 1 日から、デマンド型乗合タクシーの試行運行を開始し、山間部における公共交通空白地域の解消に向けた取組を進めています。

(主な課題)

- 持続可能な公共交通ネットワークの再構築と利便性の向上が必要です。
- 公共交通の利用促進につながるさらなる啓発、取組が必要です。

■主な取組方針

方針①公共交通の維持・確保・充実

- 交通事業者や国・県と連携して「地域公共交通網形成計画」を策定し、多様な主体が利用しやすい公共交通の方向性を示します。
- 「地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の路線を再検討し、利便性の高い公共交通ネットワークの再構築を進めます。
- バス路線ごとの利用実態を把握し、利用実態に応じたバス路線の提供を検討します。
- 和歌山県、和歌山市と共同で和歌山電鐵の安全運行を確保するための設備に対する支援を行います。

方針②公共交通の利用促進・啓発

- 市民に公共交通の現状などについて分かりやすい情報発信を行い、公共交通への関心を高め、利用促進につなげます。
- バスと鉄道を一体的に利用できるように、ICカードの導入をはじめとした乗り継ぎ環境の整備や支援を検討します。
- 地域の拠点となる駅へのアクセス向上を図るため、周辺的环境整備を進めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○定期的に公共交通を利用します。
地域(みんなでできること)	○公共交通利用に関する機運を高めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○鉄道・路線バス等の利用環境を整備します。 ○利便性の向上や周知・誘客方法を検討します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間

■ 目指す姿

環境に配慮した暮らしや事業活動により、快適で良好な生活環境が保持されているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
狂犬病予防注射の接種率	飼い犬登録されている犬のうち、狂犬病予防接種済みの犬の割合	58.0% (2016年)	70.0%
公害苦情件数	生活環境対策が進んでいるかを測る指標として設定した公害の苦情件数	80件 (2016年)	60件
空き地管理指導に対する対処率	空き地の適正管理の指導を行った件数のうち、適切に改善された件数の割合	82.0% (2016年)	90.0%
市の生活環境の維持・保全に関する取り組みに対して満足と感じている市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	31.3%	40%

■ 現状と課題

- 地球温暖化や大気汚染などの環境問題が深刻化している中、本市においても環境保全条例に基づき、市民が健康で文化的な生活が営めるよう、良好な環境の保全に努めています。
- 地域の水路一斉清掃など、市民が主体となって地域美化清掃活動に取り組んでいますが、地域コミュニティの希薄化などにより、参加者の減少が懸念されています。
- 空き地の指導管理をはじめ、環境に対する様々な不適正行為に対して、苦情者・行為者、各々の心情や事情に配慮した対応を図っています。特に、不法投棄のパトロールや啓発を強化していますが、ゴミの有料化などによる処理費用の増加により、不法投棄は後を絶たない状況です。
- 火葬場・斎場について、五色台聖苑への市全域加入の移行が円滑に行われ、老朽化した施設の整理統合によって施設の維持管理等における効率化・合理化が図られています。
- 太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業を巡っては、近年、安全や環境、景観への悪影響といった問題が全国的に表面化しており、地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減が求められる中、県と連携して環境との調和を確保し事業の普及を図る必要があります。
- ペットの糞や鳴き声、野良猫の増加などに対する苦情・相談が多く寄せられています。ペットの諸問題については、飼い主のみならず動物に関わる全ての人が協力して取り組んでいく必要があります。

(主な課題)

- 市民や地域・事業者の環境保全や環境美化への更なる理解と意識の高揚が必要です。
- 生活環境の悪化の大きな要因となる空き地の適正管理を促す必要があります。
- 不法投棄を未然に防止・抑制する取組のさらなる強化が必要です。
- 地球温暖化対策や低炭素社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

■主な取組方針

方針①:環境保全の推進

- 市民の環境保全に対する意識高揚を図るとともに、環境保全条例等に基づく規制・指導などを徹底し、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 環境基本計画を策定し、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

方針②:美しいまちづくりの推進

- 地域の水路の一斉清掃など市民自らが取り組む地域美化清掃活動等を支援し、市民協働による美化活動がより活発になるように広報や啓発を推進します。
- 増加傾向にある不適切な空き地管理について、生活環境の悪化に繋がる前の対策を推進します。
- 不法投棄に関しては、警察・県・他市町村・地域との連携強化を図るとともに監視カメラの設置を増やすなど防止対策を強化します。

方針③:生活衛生の向上

- 獣医師会や動物愛護センターなど関係団体と連携し、狂犬病予防注射の必要性を周知するなどペットの飼い主の社会的責務について啓発を行うとともに、県が実施する地域猫対策の推進を図ります。
- 地元飲料水供給施設に対する適切な維持管理の支援を引き続き行います。
- 市営墓地の適正な維持管理を行います。

方針④:地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策をはじめ環境負荷への低減に努めることを促進するよう各種団体・事業者などと連携し、環境教育、学習の積極的な推進を図ります。
- 一事業者として市役所においても地球温暖化対策をはじめ緑化活動、再生資源の回収活動その他の良好な環境の保全に関する活動に取り組みます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○環境に配慮した生活を心掛けます。 ○美化清掃活動に参加します。
地域(みんなのできること)	○美化清掃活動に取り組みます。 ○生活環境の様々な問題に対して、できる限り地域内で問題解決するよう努めます。
企業・NPO 団体(事業者がができること)	○環境保全活動や美化清掃活動に参加・協力します。 ○公害防止関係法令等を遵守し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地球温暖化対策実行計画	2018年度～2022年度

■ 目指す姿

ごみの排出量が減少し、資源が循環して利用されている環境にやさしいまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
1人1日当たりのごみ排出量	市民1人1日当たりのごみ排出量	650g (2016年)	624g
ごみ資源化率	ごみ排出量のうち、資源化されたごみの量の割合	11.0% (2016年)	13.0%
ごみ処理・資源化対策を満足と感じている市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	45.3%	50.0%

■ 現状と課題

- 国では循環型社会の形成と推進に向けた法整備、計画の策定を進めており、本市においても2017(平成29)年7月からごみ処理料金の見直しを実施するなど、市民・事業者等の協力を得て、ごみの減量・資源化を着実に推進しています。
- 市民1人1日当たりのごみ排出量は、県平均よりは少ない状況ですが、2015(平成27)年度は623g、2016(平成28)年度は650gと増加傾向となっているため、さらなる市民の減量化に向けた意識の醸成が必要な状況です。
- ごみ集積所の設置箇所数については、地域による差が大きく、ごみ収集業務の効率化を図るため、集約化に向けたさらなる取組の推進が必要です。
- 海南市、紀美野町と共同で設置した紀の海クリーンセンター(ごみ処理中間処理施設)が2016(平成28)年3月から稼働し、ごみ処理の効率化を図るとともに、余熱を有効利用した発電設備の効果から、環境にやさしい施設運営が可能になりました。

(主な課題)

- 減量化・資源化に対するさらなる市民の意識醸成が必要です。
- ごみ集積所の集約化など、さらなる収集業務の効率化を図る必要があります。
- 高齢者などのごみ出し困難家庭への配慮・対応を検討していく必要があります。
- 紀の海クリーンセンター(ごみ処理中間処理施設)の適切な運営が必要です。

■主な取組方針

方針①ごみの減量化・資源化の促進

- ごみの分別方法やごみの出し方について、市のホームページや広報紙、出前講座などで啓発・周知することで、ごみの減量化・資源化に対する市民の意識の向上を図ります。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物(事業系ごみ)の減量化・再資源化を徹底するなど、事業者等への意識の向上を図ります。

方針②より効率的なごみ収集体制の構築

- ごみ収集の効率化を図るため、自治会単位で集積場所の集約化の必要性について周知します。
- ごみ集積所を集約化した場合、高齢化の進展により単身世帯でごみ出しが困難となる家庭が増える可能性があるため、その対応を検討し、新たな収集体制の構築に取り組みます。

方針③ごみの適正処理の推進

- 海南市、紀美野町と連携し、紀の海クリーンセンターの適正な運営に取り組みます。
- 収集から最終処分までのごみの適正処理を行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ごみの分別や減量に努めます。
地域(みんなのできること)	○ごみ出しが困難な家庭への支援を行います。 ○ごみ集積所の集約化に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ごみの分別や減量化、適正処理に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	2006 年度～2018 年度

■ 目指す姿

適切な生活排水対策を行い、良好な河川環境と快適で衛生的な生活環境が保全されているま
ちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
整備済面積	公共下水道の整備済面積	232ha (2016年)	310ha
公共下水道接続率	公共下水道への接続率	44.5% (2016年)	85.0%
汚水処理人口 普及率(水洗化率)	公共下水道と農業集落排水の利用ができる 区域内の人口とこれらの区域外の合併処理 浄化槽による処理人口の合計	60.8% (2016年度末)	70.0%
生活排水処理対策に 対して満足と感じてい る市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民 の割合(市民意識調査)	29.5%	40.0%

■ 現状と課題

- 県の汚水処理施設による生活排水対策は、汚水処理人口普及率が全国ワースト2位と著しく遅れています。本市においても下水道、合併処理浄化槽等のそれぞれの特徴を生かした汚水処理施設を計画的に整備する必要があります。
- そのような中、人口減少等の変化を踏まえて、各種汚水処理施設(公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽)の整備を効率的かつ適正に進めるための構想である「全県域汚水処理適正構想」の見直しを県が2016(平成28)年度に実施しました。本市も本構想に基づき人口減少を考慮するなど、地域の実情に応じた整備手法の選択が求められています。
- 公共下水道事業においては2004(平成16)年度から整備を開始し、全体計画1526.62haのうち、事業認可区域406haを取得し、2016(平成28)年度末で232.1haの整備が完了しています。また接続戸数は、2016(平成28)年度末で供用開始済み2,533戸のうち1,127戸(44.5%)と伸び悩んでいる状況です。
- 下水道事業の経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげるため、地方公営企業法を適用し公営企業会計への移行を進めています。
- 合併処理浄化槽の普及促進を図るため、整備費に対する補助制度を創設しており、2006(平成18)年から2016(平成28年度)までに2,617件の交付を行いました。また2015(平成27)年度からは単独処理浄化槽撤去に対する補助制度を創設し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。
- し尿を適正に収集、処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

(主な課題)

- 人口減少や地域の実情に応じた効率的かつ効果的な汚水処理施設の整備を推進する必要があります。
- 下水道事業における経営のより一層の健全化と未接続世帯の解消が必要です。
- し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から下水道、合併浄化槽への転換を推進し水洗化率を高める必要があります。
- 浄化槽が本来持つ機能を十分に発揮し水質保全が図れるよう保守点検・清掃・法定検査等の維持管理の徹底を促す必要があります。
- 快適で衛生的な生活環境を創造するうえで生活排水対策の必要性、重要性の啓発が必要です。

■主な取組方針

方針①下水道の計画的な整備と施設の適正管理

- 汚水処理施設の重要性についての啓発をさらに進めるとともに、接続率の向上に努めます。
- 市民ニーズを踏まえて、限られた予算・財源のなかで効率的かつ効果的に整備を進めます。また土地利用計画との整合を図り、公共下水道事業の全体計画を見直し、効率的な汚水処理環境の整備を進めます。
- 経営状況の可視化を図るため公営企業会計への移行を完了させるとともに、さらなる経営基盤の強化に取り組みます。
- 施設の計画的な更新や修繕を行い、適正な施設の維持管理を進めます。

方針②浄化槽の普及促進とし尿の適正処理

- 家庭の雑排水や工場排水が、河川等の環境に大きな影響を及ぼすことを啓発し、自然や生活環境の保全に対する市民や事業者の意識向上を図ります。
- 合併浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、市民の負担を軽減することで、合併浄化槽設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。
- 水質保全センター、清掃業者と連携を図り、保守点検、清掃、法定検査の受検率を向上させ、正しい浄化槽の管理により、きれいな水を排水するよう指導、啓発していきます。
- し尿処理許可業者と連携し、汲み取り、浄化槽清掃の適正な実施を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○生活排水対策の必要性、重要性を認識します。 ○合併浄化槽や公共下水道等を積極的に利用します。
地域(みんなのできること)	○快適な水環境を保全します。 ○合併浄化槽や公共下水道等の整備に理解、協力をします。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○法令を遵守し、適切に下水道施設を使用します。 ○合併浄化槽や公共下水道等の整備に理解、協力をします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
流域関連公共下水道全体計画	2011 年度～2035 年度
下水道事業経営戦略(公共下水道事業・農業集落排水事業)	2017 年度～2026 年度
一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)	2006 年度～2018 年度

■ 目指す姿

健全な事業運営により、市民誰もが安定的に安全な水道水を使用できるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
配水池耐震化率	配水池のうち、耐震化されている配水池の割合	25.7% (2016年)	40.0%
有収率	水道水が安定的に供給できているかを測る指標で供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合	82.5% (2016年)	85.0%
企業債残高対給水収益比率	水道事業が健全に経営されているかを判断する指標で給水収益に対する企業債残高の割合	716.8% (2016年)	559.0%
水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	71.0%	80.0%

■ 現状と課題

- 全国的に人口減少に伴う給水人口の減少や節水型社会の浸透により、水需要は減少傾向にあります。また高度成長期に整備された水道施設の老朽化が問題となっています。
- 本市の給水人口も2015(平成27)年度は61,186人、2016(平成28)年度には60,362人と減少しています。また、節水機器の普及も影響し、給水量の減少により年々給水収益が減少しています。
- 本市の水道施設についても、老朽化が進行しており、更新計画に基づき、更新の優先度が高いものから計画的に整備を行っています。
- 本市の浄水施設や配水池の耐震化率は、全国平均や県平均と比較すると低い水準にあります。
- 平成29年度実施の市民意識調査によると「水道の安定供給に対して満足」と回答している市民の割合が62.8%で、市の全ての分野で最も高い満足度となっており、水道水に対する安全性、安心度において市民から高く評価されています。
- 事業運営を計画的に行うため、2016(平成28)年度に「第2次水道事業基本計画」を策定しました。また、規模が小さく財政力の弱い簡易水道事業を上水道事業に統合するとともに、水道料金の滞納整理、給水装置の開閉栓や窓口業務を民間事業者へ業務委託することで経営の効率化やサービスの向上に努めてきました。

(主な課題)

- 老朽化した水道施設の計画的な更新が必要です。
- 大規模地震等の災害に備えて、施設の耐震化を進めることが必要です。
- 給水収益の減少が予想されるため、さらなる経営効率化を図り、安定的な事業運営につなげる必要があります。
- 継続して給水が行えるよう職員が持つ技術力やノウハウを次世代に継承する取り組みが必要です。

■主な取組方針

方針①:老朽化施設の計画的な更新

- 施設の重要度を考慮し、更新の優先度が高い施設から計画的に更新を行っていきます。また優先度の低い施設においては延命化を図りつつ、施設の健全性の維持に努めます。
- 施設の更新には多額の費用を要するため、年度間における費用負担の平準化を図りながら更新を進めていきます。

方針②:重要施設の耐震化の推進

- 施設の重要度等を考慮し策定した更新計画に基づき、災害に強い施設の構築を行います。
- 応急給水体制の整備の一環として、配水池の耐震化に併せて緊急遮断弁の設置を進めていきます。

方針③:水道事業の安定経営

- 施設整備にあたっては、国、県の交付金を活用するとともに、企業債の借り入れを抑制し、経営の健全化に努めます。
- 業務委託を活用し民間活力を導入することで経営の効率化とサービスの向上を図ります。
- 将来にわたり水道事業を継続していくため、水道事業運営審議会において、事業計画に基づく適正な料金水準などを審議し、水道事業の安定経営に努めます。
- 業務マニュアルを整備し、技術の継承やノウハウが行えるよう取組を進めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○水道料金を負担します。 ○給水装置を適正に維持管理します。
地域(みんなのできること)	○地域における水源の保全に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
水道事業基本計画	2017 年度～
水道事業ビジョン	2017 年度～2026 年度

■ 目指す姿

清らかな河川や緑豊かな森林の保全、動植物の生態系の保護に努め、良好な自然環境が保たれたまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
豊かな自然が残っていると感じる市民の割合	「感じる」、もしくは「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合(市民意識調査)	84.1%	現状値以上
人工林の間伐実施率	人工林面積に占める間伐実施面積の割合	34% (2016年)	45%
狩猟免許保有者数	狩猟免許の保有者数	240人	270人

■ 現状と課題

- 2017(平成29)年度に実施した市民意識調査では、約8割の方が「豊かな自然が残っている」と感じており、本市の魅力である山林、農地、河川、ため池などで構成される美しい自然環境をいつまでも守り続けていく必要があります。
- そのような中、本市では、「花いっぱい運動」や「休耕田の保全活動」、「河川清掃活動」など市民・地域・団体・事業者が主体となった自然環境保全活動を推進しています。
- 農業が盛んな本市では、農産物の供給機能以外の自然環境の保全や良好な景観の形成など農業の多面的な機能に配慮しながら、農村環境計画に基づき、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら農業農村整備を進めています。
- 水源かん養機能、保健休養機能、景観形成機能など多面的な機能を有する森林の保全を図るため、計画的に人工林の間伐対策を実施しています。また、企業参加の森づくりを推進しており、2017(平成29)年12月時点で4企業と森林保全管理協定を締結しています。
- 鳥獣被害の増加に対応するため、狩猟免許取得者への支援を実施しています。また、市が主体的に鳥獣被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施隊を組織しています。
- 奈良県も含めた紀の川流域市町村で吉野川・紀の川流域協議会を組織し、本市を中心とした地域の活性化に関する活動を展開しています。また、市民が安全に河川とふれあい楽しむことができる環境を整備し、ほたるなどの貴重な水生生物を守る環境づくりを支援することで、水辺の豊かな自然の保全に努めています。

(主な課題)

- 豊かな自然環境を保全し、将来に継承するための啓発(や教育)が必要です。
- 適切な自然環境の保全、整備が必要です。
- 自然環境へのふれあいや体験ができる環境を提供するなどの有効活用が必要です。

■主な取組方針

方針①: 自然環境保全につながる教育・啓発の推進

- 本市の豊かな自然を後世に引き継ぐため、市内外にその魅力を発信します。
- 小学校単位で実施している生き物調査など、学校教育による次代を担う子どもたちへの環境保全意識の啓発活動を引き続き行います。
- 企業参加の森づくりの取組をさらに推進し、自然環境保全の重要性を積極的に啓発します。
- 関係機関と連携し、河川清掃活動やごみの持ち帰り活動などを積極的に推進し、自然環境保全への意識の高揚を図ります。

方針②: 自然環境の保全・整備の推進

- 農業の多面的な機能に配慮し、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら、引き続き農業農村整備を進めます。
- 森林整備計画に基づく人工林の適正な間伐をはじめ、草刈・崩土除去等の作業を実施し、森林が持つ多面的機能の維持、増進を図ります。
- 国や県、関係機関と連携して市民が安全に水辺の自然とふれあうことができるよう河川の保全・整備を推進します。

方針③: 自然とのふれあいの場の創出

- 関係機関と連携し、河川や森林などの環境を保全することで、ホタルやオニバス、キイシモツケ、リュウノヒゲモなどの希少な生物の保全に努めます。
- 河川や森林などが有する魅力をはじめ、交流施設を適切に管理することで発揮される機能を有効に活用し、市民や多くの来訪者を対象に自然とのふれあいの場を提供します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○自然環境を保全する意識を持ちます。 ○清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。
地域(みんなのできること)	○自然環境を保全する意識を持ちます。 ○清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○自然環境を保全する意識を持ちます。 ○清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農村環境計画	2009 年度～
鳥獣被害防止計画	2017 年度～2019 年度
森林整備計画	2017 年度～2027 年度

第5章 健全で自立したまち

～ともに参加しよう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|--------------------|
| 5-1-1 | 人権が尊重された差別のない社会の実現 |
| 5-2-1 | 地域自治・地域コミュニティの充実 |
| 5-2-2 | 地域の活性化と移住・定住環境の充実 |
| 5-3-1 | 市政情報の発信と適正な情報管理 |
| 5-3-2 | 健全な財政運営の確立 |
| 5-3-3 | 将来を見据えた行政経営の推進 |
| 5-3-4 | 職員の育成と職場環境の充実 |

5-1-1
人権が尊重された差別のない社会の実現

関係課:	人権施策推進課、教育総務課、生涯学習課
------	---------------------

■目指す姿

一人一人が人権問題を自分自身の問題と受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々が問題意識を持ち、全ての人の人権が尊重された差別のないまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
人権映画会・講演会参加延べ人数	人権映画会と人権講演会への参加者数	729人	800人
人権施策の取り組みに対して満足と感じている市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	37.1%	50.0%
いじめはどんなことがあってもいけないと考える児童・生徒の割合	「いけない」、もしくは「どちらかといえば、いけない」と回答した小6児童・中3生徒の割合	97.3%(小6) 94.5%(中3)	100%
女性は家庭を守るべきと考える市民の割合	「そう思う」、もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合(市民意識調査)	23.9%	12.0%

■現状と課題

- 2016(平成28)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は国・県と連携し、部落差別の解消に向けた相談体制の充実を図り、必要な教育と啓発を行うよう努めることとされています。
- 従来の人権課題に加え、インターネット上での人権侵害、職場でのハラスメント、大災害時における人権問題等、環境や社会情勢の変化により、人権課題が複雑化・多様化しています。
- 2014(平成26)年10月に実施した「人権に関する市民意識調査」において、「障害のある人の人権」、「高齢者の人権」、「インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害」などの人権課題への関心が高くなっています。
- 2016(平成28)年3月にさまざまな行政分野における人権課題の解消と、人権施策を総合的に推進するための指針となる「人権施策基本方針」の改定を行い、方針に基づいた取組を推進しています。
- 本市では、小・中学生を対象とした人権教育の授業実施や全教職員を対象とした人権教育研修会の開催など各学校における人権教育をはじめ、市民全般を対象とした「じんけん学習講座」の開催など人権教育に取り組んでいます。
- 2017(平成29)年度に男女共同参画推進プランを改定し、男女共同参画社会の実現を目指して取組を推進しています。

(主な課題)

- 新たな法律の施行や改正に伴う人権尊重への取組の強化が必要です。
- 市民一人一人の人権意識のさらなる高揚を図る必要があります。
- 複雑化・多様化する人権課題への対策や相談体制の構築が必要です。
- 庁内各部署が主体的に取り組むだけでなく、関連各部署が連携して取組体制・環境づくりが必要で

■主な取り組み方針

方針①: 人権啓発と相談体制の充実

- 家庭・学校・地域・職場等、生涯を通じ、社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりを進めるため、人権施策基本方針に基づき、施策を総合的に推進します。
- 人権擁護委員や関係機関との連携を図り、様々な人権課題に対応できる相談体制の充実に努めます。
- 人権映画会や講演会等の機会を通じて、市民の人権意識の高揚を図るための取組を推進します。

方針②: 人権教育の推進

- 就学前においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったりするなど、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を推進します。
- 小・中学校においては、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育や人権に関わるスキル(技能)を身につける教育を推進します。
- 社会教育として、さまざまな学習機会を通して、市民一人一人が人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活で実現できるよう取組を推進します。

方針③ 男女共生社会の推進

- 男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画や人権の啓発等を進めるとともに、働く場や家庭における男女共同参画、政策方針決定過程への女性の参画を推進します。
- 女性が自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。
- 女性に対する暴力行為の根絶に向けて、相談体制の充実や支援体制の強化を目指します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○人権問題の理解や人権意識の高揚に努めます。 ○人権に関するイベントへ積極的に参加します。
地域(みんなでできること)	○人権に関するイベントへ積極的に参加します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○職場研修等を実施し、人権意識の高揚に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
人権施策基本方針	2016 年度～
教育大綱	2015 年度～2017 年度
生涯学習推進計画	2014 年度～2018 年度
男女共同参画推進プラン	2018 年度～2022 年度

5-2-1

地域自治・地域コミュニティの
充実

関係課： 地域創生課、総務課

■ 目指す姿

市民が地域の活動に積極的に参加し、市民相互の親睦を深めて信頼関係を築き、人と人の絆を強め、地域が元気で住みよいまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
自治会加入率	全世帯のうち、自治会へ加入している世帯の割合	76.4%	80.0%
自治会やコミュニティ活動に参加した市民の割合	「ここ1年で自治会やコミュニティの活動」に参加したと回答した市民の割合(市民意識調査)	51.3%	60.0%
花いっぱい運動への参加団体数	花いっぱい運動の取り組みに参加している団体数	31団体	35団体
地域コミュニティの活性化に対して満足と感じている市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	32.1%	40.0%

■ 現状と課題

- 自治会は最も身近な住民自治組織であり、地域の抱える問題や課題に対し組織的に対応する力を有しています。防災・防犯、福祉や教育、環境といった多様な分野が抱える問題を解決するとともに、行政連絡業務や広報活動、日頃からの親睦と交流など自主的な活動を通し、地域づくりや地域運営を担っています。
- 近年、地域コミュニティを取り巻く社会情勢や環境も変化し、住民の価値観の多様化、地域に対する関心の希薄化など、自治会活動への参加を敬遠する世帯が増えています。本市においても、2006(平成18)年4月に87.3%であった自治会加入率は、2017(平成29)年4月には76.4%にまで減少し、今後もさらに低下することが懸念されます。
- そうした中、自治会への加入促進の取組として、市自治連絡協議会と連携し、自治会向けの加入促進マニュアルを作成するとともに、加入啓発チラシを作成し、転入者を中心とした啓発活動に取り組んでいます。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると「ここ1年で自治会などコミュニティ活動に参加した市民」の割合は51.3%と約半数にとどまっていることから、引き続き市民のコミュニティ活動への参加を促進する取組や支援が求められます。
- 市民活動団体やNPOの団体数は、運営資金確保の難しさや後継者不足等の問題もあり伸び悩んでいるのが現状です。また協働の観点から、市との連携による取組についても、今後、強化していく必要があります。

(主な課題)

- 自治会への加入促進をさらに強化する必要があります。
- 自治会での活動をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化が必要です。
- 市民活動団体等に対する活動支援や連携による取組の強化を図る必要があります。

■主な取り組み方針

方針①:自治会の活性化支援

- 広報紙や転入者などへのチラシ配布など、自治会加入の必要性を広く周知・啓発するとともに、市自治連絡協議会との連携を図り、自治会が取り組む加入促進策を支援します。またアパートやマンション等の建築主や開発事業者等と連携し、加入促進を図ります。
- 自治会の活動拠点となる集会所の改修や備品の整備に対する支援を行います。

方針②:地域コミュニティ活動の推進・活性化

- 地域コミュニティ活動への市民参加を促すため、広報紙・ホームページ等でイベントや活動の内容を周知・啓発するとともに、活動の中心となる新たな人材の発掘や後継者の育成を支援します。
- 知識や経験、技能などを有する団体や個人などの情報を集約し、地域コミュニティ活動の活性化や自治区などが抱える地域課題の解決にむけて活用できる仕組みづくりを進めます。
- NPOをはじめとした市民活動団体等の活動を支援します。また各団体間のネットワークづくりを推進するとともに、それらの団体と市との連携による取組を強化します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○自治会の必要性を理解し、自治会へ加入します。 ○積極的に地域コミュニティ活動に参加します。
地域(みんなのできること)	○地域コミュニティ活動を開催します。 ○地域で協力して課題解決に取り組めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○積極的に地域貢献活動に参画します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
協働によるまちづくりの指針	2012 年度～

5-2-2

地域の活性化と移住・定住環境の
充実

関係課： 地域創生課

■ 目指す姿

市民、地域、大学、事業者などの協力により、移住・定住につながる環境づくりを行い、活力ある地域を実現し、いきいきと暮らし続けることができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
近畿大学との連携事業数	庁内各課における近畿大学との連携事業や取組を行った件数	18件 (2016年)	100件
わかやま空き家バンクへの登録物件数	わかやま空き家バンクに登録を行った物件数	4件	40件
ワンストップ窓口を活用した移住相談件数	移住に関する相談を受けた件数	—	150件
ふるさと納税による寄附件数	ふるさと納税による寄附件数	3,731件 (2016年)	4,000件

■ 現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行に歯止めを掛けるため、本市においても「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、「総合戦略」を策定し、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指した取組を進めています。
- 本市には「近畿大学生物理工学部」が立地し、地域の特性を活かし、豊かで活力ある地域社会の形成と発展、教育・研究の振興および人材育成を目的に2016(平成28)年3月に包括連携に関する協定を締結し、大学が持つシーズと地域のニーズの融合による地域活性化に資する事業を進めています。
- 移住に関しては、わかやま空き家バンクに市内の空き家情報を掲載し、家主と移住希望者のマッチングを行い、市外からの移住者が入居しています。また、県が指定する「移住推進市町村(地域)」に本市の4地域(旧鞆瀬、奥安楽川、細野、麻生津)が加入し、県補助金を有効に活用し、取組を進めています。さらに、地域おこし協力隊がフルーツ・ツーリズム研究会の市民活動のサポートを中心とした地域活動に精力的に取り組んでいます。
- 出会いの場の創出や結婚新生活への支援など、少子化対策にとどまらず、本市への定住につながる取組を推進しています。
- 豊富な地域資源を活かした取組として、地域資源の核であるフルーツを返礼品の中心とした「ふるさと納税」を推進することで、地域の活性化に寄与しています。

(主な課題)

- 若者とともに地域を盛り上げるため、大学とのさらなる連携強化が必要です。
- 移住・定住促進のきっかけとなる取組のさらなる充実が必要です。
- 地域活性化のため、ふるさと納税の充実が必要です。

■主な取り組み方針

方針①: 大学との連携推進

- 既に協定を締結している近畿大学、日本体育大学との連携を強化し、市と大学相互の特性を活かした両者のより一層の発展と活性化を図ります。さらに、新たな大学との連携を模索します。

方針②移住・定住支援策の充実

- 市役所内の移住・定住相談窓口の充実を図り、本市に移住・定住を希望する方のニーズに応えます。
- 県をはじめとした関係機関と協力し、わかやま空き家バンクの登録件数の増加に向けて、広報活動や情報収集を強化するとともに、移住・定住者の増加につながる支援策を推進します。
- 地域おこし協力隊員の活動を支援し、地域との交流を促進することで、地域の活性化と地域おこし協力隊員の定住・定着に結び付けます。
- さらなる定住促進のきっかけとなる取組の検討を進めます。

方針③: 出会いの場の創出支援

- 商工会や市内事業者などと連携し、継続的で効果的な若者の出会いの場を創出します。

方針④: ふるさと納税の推進

- 本市の豊富な地域資源を返礼品として活用し、自主財源確保に留まらず、地域活性化につながる取組を促進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○地域の活性化につながるイベントや活動に積極的に参加します。 ○地域での活躍を希望する人材の受け入れに協力します。
地域(みんなのできること)	○地域での活躍を希望する人材の受け入れに協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○地域活性化につながる取組に協力します。 ○地域で活躍できる人材の育成に協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2015 年度～2019 年度

■ 目指す姿

市の施策やイベントなどに関する情報を多様な情報発信ツールの活用により広く市内外に提供し、必要な情報を必要なときに入手できるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
ホームページ(トップページ)への年間アクセス数	市ホームページ(トップページ)にアクセスされた件数	569,067件 (2016年)	600,000件
行政の広報活動が充実していると感じている市民の割合	「満足」、もしくは「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	33.2%	50.0%
市民の意見・要望が市政に反映されていると感じている市民の割合	「よく反映されている」、もしくは「ある程度反映されている」と回答した市民の割合(市民意識調査)	22.9%	50.0%
地域ブランド調査による魅力度順位	(株)ブランド総合研究所が毎年実施する全国1,000の市町村を対象とした「地域ブランド調査」における魅力度ランキングの結果	652位 (2016年)	200位以内 (2019年) ※シティプロモーション戦略

■ 現状と課題

- 広報紙については、魅力ある紙面作りに努めており、毎年、県広報コンクールで入賞するなど、その成果が評価されています。2017(平成29)年度実施の市民意識調査では、市政情報の入手方法については広報紙が82.5%と最も多く、市民にとっては身近な情報収集媒体となっています。しかし、広報活動が充実していると感じている市民の割合は33.2%にとどまっており、さらなる広報活動の充実が求められます。
- 市のホームページは2014(平成26)年4月に全面的にリニューアルし、機能の充実や操作方法の向上を図りました。また、ICTの急速な進展に対応するため、スマートフォンなどからの閲覧を可能にし、さらに、フェイスブックから市のホームページへの誘導を図ることで、年々アクセス数が増加しています。
- 全国的に、地域の魅力を市内外に発信するシティプロモーションに取り組む自治体が多くなっています。本市も2016(平成28)年度から報道機関への情報提供の強化や電車への広告掲出などの新たな情報発信に取り組むことで、報道機関の取材が増えるなど、市の露出度がアップしました。引き続き、市の認知度を高め、イメージアップにつながる効果的なPRの展開が必要です。
- 広聴活動に関しては、市民からのご意見、ご要望をメールや電話、手紙などで受け付けて、市政運営へと反映させています。
- 情報公開の推進と個人情報の保護に関しては、関係条例に基づき適正な管理、運用に努めています。

(主な課題)

- 多種多様な情報ニーズに対応できる情報提供媒体のさらなる充実が必要です。
- 市が持つ多くの地域資源を活かした戦略的なPR・情報発信が不足しています。
- 市民の意見を市政に反映させるために、広聴活動の充実が必要です。
- 情報公開・個人情報保護制度のさらなる周知を図るとともに、開示請求事務の効率化と職員的能力向上が必要です。

■主な取り組み方針

方針①: 広報活動の充実

- 発信する情報の質の向上を図るとともに、広報紙・ホームページを中心とした情報提供媒体の充実を図り、市民が市政に興味を持ち、参加いただけるような広報活動を推進します。

方針②: シティプロモーションの推進

- フルーツなどの地域資源を活かした市の認知度アップ、イメージアップを図るための効果的な情報提供を推進します。
- 市役所各課が個別に実施しているプロモーション事業の連携や、市職員のプロモーション意識の向上を図ります。
- 市民、事業所、関係団体との連携を図り、一体となったシティプロモーションの推進を図ります。また、市内外で主体的にプロモーション活動を実施する人材、プロモーション活動の中心となる人材の発掘を進めます。

方針③: 広聴活動の充実

- 市政懇談会の開催や市民意識調査の実施など、市民のさまざまな意見を集約し、今後の市政に反映できるような広聴活動を充実します。

方針④: 情報公開の推進と個人情報の適正な管理

- 市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政の実現を図るため、情報公開を総合的に推進します。また、個人情報の漏洩やプライバシーの侵害を防ぎ、個人情報の保護に努めます。
- 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るため、職員の育成に努めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○まちづくりに向けた提案や情報発信を行います。 ○情報公開・個人情報保護制度を理解します。
地域(みんなのできること)	○まちづくりに向けた提案や情報発信を行います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○行政と協力し情報を発信します。 ○幅広いネットワークを活用して情報を共有します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
シティプロモーション戦略	2017年度～2019年度

■ 目指す姿

持続可能で健全な財政運営を市民と行政がともに考え、実現しているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
受益者負担比率	特定の行政サービスを利用した人の負担が適正な水準であるかを測る指標で通常行っている行政活動に係る費用(経常行政コスト)に対して、使用料、手数料などの収益(経常収益)が充当された割合	3.3% (2015年)	4.5%
積立基金現在高比率	一定額の基金が確保されているかを測る指標で標準財政規模に対する基金残高の割合	54.5% (2016年)	45.0%以上を確保
経常収支比率	市の財政構造の弾力性を測る指標で市税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源総額のうち、人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に充当された一般財源額の割合	95.5% (2016年)	92.0%以下
市税収納率	自主財源の根幹である市税の徴収状況を測る指標で市税の現年度分と過年度分を合わせた年度末の収納率	94.7% (2016年)	95.0%

■ 現状と課題

- 全国的に人口減少、少子高齢化の進行により税収の減少や地域活力の低下が懸念されています。本市も例外ではなく、合併後、将来を見据えた財政健全化策として、財政計画に基づく計画的な行政経営を目指し、地域間のバランスを維持しながら、必要な事業には積極的な投資を行ってきました。
- 本市では、財政状況について市民の理解を得るために、広報紙やホームページを通じて、財政計画や運営状況に対する情報公開を進めています。2016(平成28)年度決算からは、統一的な基準による地方公会計制度での財務書類を作成することで、より詳細なコスト分析や他団体比較が可能となり、市の財政運営への活用が期待されます。
- 市税等の滞納整理対策の強化に取り組んでおり、特に、現年課税分の収納率を伸ばすことにより市税全体の収納率を年々向上させています。自主財源のさらなる確保のため、今後は市税以外の各種債権の滞納整理対策を強化していくことが必要です。
- 和歌山地方税回収機構への派遣による職員のレベルアップや広域的な取組による徴収強化を推進してきました。また、インターネット公売などの取組による徴収強化を実施し、一定の成果を挙げています。
- 年間の資金繰りを予測し、計画的な資金の運用を行っています。また、定期預金を行うことで、安全かつ確実に資金運用を行っています。

(主な課題)

- 基金取崩に依存しない、収支が均衡した財政運営を図る必要があります。
- 市民への的確で分かりやすい財政状況等の公表が必要です。
- 市税をはじめ自主財源の確保に積極的に取り組む必要があります。
- 使用料、手数料などの受益者負担の適正化が必要です。

■主な取り組み方針

方針①: 財政計画に基づいた計画的な財政運営

- 中長期を見通した財政計画に基づく堅実な財政運営を行い、基金取崩に頼らない収支均衡型の財政体質を目指します。
- 地方公会計制度による財務書類の分析結果など財政状況の情報公開についても積極的にを行うことで、市民に市の財政運営についての理解を得られるようにします。

方針②: 歳入確保のための取り組みの推進

- さらなる職員の知識の向上や事務の電子化の推進等により、公正、適正な課税を推進します。
- 自主財源の根幹である税収確保の強化を図ります。
- 市税以外の各種債権(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・使用料・貸付金等)についても、徴収強化を図ります。
- 使用料・手数料を適切に設定し、受益者負担の適正化を図ります。
- クレジットカード決済やインターネットを活用したスマートフォンなどでの納付など、市民が納付しやすい環境の整備を行います。

方針③: 出納事務の充実と公金の適正な管理の推進

- 適正な予算執行のため、職員への会計処理における情報提供や指導・助言を行います。
- 迅速かつ効率的な会計事務を行います。
- 公金の安全かつ有利な管理・運用を行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。
地域(みんなでできること)	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
財政計画	2018 年度～2022 年度

■ 目指す姿

将来を見据えた行政経営を行うことで、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスが行われているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
成果指標達成率	成果指標として掲げた指標数のうち、目標を達成した指標の数	—	100%
マイナンバーカード交付率	マイナンバー制度の普及状況を測る指標でマイナンバーカードを交付した市民の割合	6.6% (2016年)	25.0%
窓口サービスの満足度	ここ1年間で市役所(本庁・支所)を訪れたことのある人のうち、市役所を利用した際の全体的な感想として「満足」「やや満足」の回答割合の合計	64.8%	100%%

■ 現状と課題

- 全国的に少子高齢化が進行している中、本市においても例外ではなく、生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予測されているため、このような人口構造の変化に対応した行政経営が求められています。また、地方分権改革の進展により、地方の「発意」と「多様性」を重視し、地方自治体への権限移譲や規制緩和などがさらに進められ、これまで以上に地方自治体が果たす役割は重要性を増しています。
- このような中、本市では行政評価の取組を通じて、限りある人員、財源を、市民ニーズに沿った「重点化する分野」や「推進が必要な分野」に配分をするなど、「選択と集中」による施策の展開を行っていますが、2017(平成 29)年度実施の市民意識調査によると、市政運営に市民の意見が反映されていると感じている市民の割合は22.9%にとどまっており、市民満足度の向上につながる効率的で効果的な行政経営が求められています。
- 公共施設の老朽化や耐震化対策が全国的な課題となっており、本市においても、施設の老朽化等による安全性の低下や日常的な修繕等に係る費用の増大、大規模改修や建替え時期の集中が今後予想されることから、公共施設マネジメント計画に基づき、計画的な公共施設の更新や総量縮減に努めています。

(主な課題)

- 高度化・多様化する行政課題に対応した、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが必要です。
- 公共施設等の保有量の見直しや、有効活用の具体策を検討していくことが必要です。

■主な取り組み方針

方針①: 効率的・効果的な行政サービスの提供

- 市民意識調査により市民ニーズを把握し、市政に市民の声を反映させるよう努めます。
- PDCAサイクルによる行政評価に基づき、限りある経営資源を有効に活用し、事業の選択と重点化による計画的な行政経営を推進します。
- 行政と民間との役割分担を見極めながら、さらなる委託の推進や民営化への移行など民間活力をより積極的・効果的に活用します。
- 行政サービスのICT化の推進に向けて、庁内の推進体制強化に取り組み、利用者の利便性の向上を目指します。また、今後、個人番号(マイナンバー)カードを活用した効率的・効果的な行政サービスの提供に取り組みます。
- 和歌山市、海南市、岩出市、紀美野町と連携中枢都市圏を形成し、連携市町とともに効率的な行政サービスの提供を目指します。

方針②: 行財政改革の着実な推進

- 行財政改革大綱、行財政改革推進計画に基づき、社会情勢や市民ニーズの多様化を踏まえ、簡素で効率的な行政サービスを提供します。

方針③: 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設の現状と今後の方向性についての市民理解を深めるため、啓発を行います。
- 各地域単位での人口推計に基づき、公共施設の再配置計画を策定し、存続させる施設については、長寿命化・更新計画を策定します。
- 公有財産の適正な管理により充実した行政サービスを提供します。

方針④: 市民窓口サービスの充実

- 行政サービスの根幹を成す証明書発行をはじめとした窓口サービスの充実を図ります。
- 市民の暮らしに関する悩みやトラブルに関する相談体制の充実を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。 ○社会状況に応じた市民と行政の役割について理解を深めます。
地域(みんなのできること)	○行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。 ○社会状況に応じた地域と行政の役割について理解を深めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。 ○社会状況に応じた事業者と行政の役割について理解を深めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
那賀5町新市建設計画	2004年度～2020年度
行財政改革大綱	2018年度～2022年度
公共施設マネジメント計画	2016年度～2055年度

■ 目指す姿

職員の採用、研修、評価が適正に行われ、いきいきと働くことができる職場づくりと、充実した市民サービスが行われているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
専門研修延べ参加者数	職員の能力向上と意識改革の度合いを測る指標で研修協議会等の公的機関が主催する専門研修に参加した年間の延べ職員数	102人 (2016年)	110人
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	女性が活躍する職場環境づくりの進捗度を測る指標で全職員に対する女性管理職員の割合	24.4%	30.0%
仕事にやりがいを感じている職員の割合	職場環境の充実度を測る指標で人事異動における自己申告書において、やりがい「十分ある」「少しある」と回答した職員の割合	65.5%	100.0%

■ 現状と課題

- 業務が複雑化・専門化するなか、職員に対する研修、特にスペシャリスト養成のための専門研修や職階等に応じた階層別研修を実施することで、行政経営の考えに基づき、成果とコストを意識した、効率的で質の高い行政サービスの提供に資する人材の育成を推進しています。
- 2016(平成 28)年度から人事評価制度を導入し、能力や業績に基づく人事管理を進め、職員の育成、適切な処遇、管理監督者の指導力を向上させることで、組織を活性化することに取り組んでいます。
- 女性職員の登用を目標設定し、女性の活躍推進に取り組んでいます。
- 新規採用職員を対象とした研修を充実させ、2017(平成 29)年度からはメンター制度を導入するなど、若手職員のキャリア形成に取り組んでいます。
- 年金支給開始年齢の段階的引上げに伴う再任用・再雇用職員や臨時・非常勤職員の活用拡大に取り組んでいます。
- ワークライフバランスの調和を図るために、業務の見直し等による超過勤務の縮減に努めています。しかし、依然として部署によっては超過勤務が慢性的に発生しており、部署間の業務量の平準化やさらなる業務見直しが必要となっています。

(主な課題)

- 職員の資質と能力の向上につながる効果的な取組が必要です。
- 職員の業務に対するモチベーションの向上(意識改革)が必要です。
- 職員がいきいきと働くことができるよう多様な働き方に応じた職場環境の充実が必要です。
- 部署間の業務量の平準化を図るとともに、超過勤務縮減のさらなる取組が必要です。

■主な取り組み方針

方針①: 戦略的な人材育成の推進

- 研修計画を策定し、研修体制を構築します。また、中長期的には、人材育成体系基本計画に基づき研修を実施し、職員一人一人の能力を向上させることにより、組織全体のレベルアップを図ります。
- 人事評価の結果を活用して、職員の自発的な研修参加につなげ、業務に必要な知識や能力の習得を促します。

方針②: 人材の確保と適正な配置による組織力の向上

- 公務員としての資質を備えた人材を確保し、様々な業務を体験させることで業務遂行能力を高め、職員の育成と適正な配置を実現します。
- 長期総合計画の目標実現に向けて、効率的・効果的かつ機動的な組織を編成します。
- 職員の業務量を把握し、業務量に応じた人員配置による業務量の平準化に努めます。
- 業務改善や臨時・非常勤職員の機動的な配置や業務の外部委託を推進し、業務の効率化を進めます。

方針③: 良好な職場環境の整備・充実

- 職員の勤務条件や福利厚生制度などを整備し、より働きやすい職場環境を目指します。
- 良好な職場環境づくりの重要性を職員一人一人が認識し、互いの立場を理解し、認め合う意識を醸成します。
- 長時間労働の解消や生産性の高い労働を目指す「働き方改革」を推進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○職員の接遇に関心を持ちます。
地域(みんなでできること)	○職員の成長・活躍をサポートします。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○職員の成長・活躍をサポートします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
人材育成基本方針	-
人材育成体系基本計画	2018年度～
紀の川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	2016年度～2020年度
次世代育成支援特定事業主行動計画	2015年度～2024年度